

# 産業建設常任委員会記録

平成31年3月8日

【開催日】 平成31年3月8日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午後5時17分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	奥良秀	委員	河崎平男
委員	水津治	委員	中岡英二
委員	藤岡修美		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河合久雄
公営競技事務所長	上田泰正	経済部次長兼農林水産課長	深井篤
公営競技事務所副所長	大下賢二	公営競技事務所主任主事	長村知明
経済部次長兼農林水産課長	深井篤	農林水産課参与	多田敏明
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課農林係長	平健太郎
建設部長	森一哉	建設部次長兼土木課長	榎坂昌歳
都市計画課長	河田誠	都市計画課技監	高橋雅彦
都市計画課都市整備係長	藤本英樹	都市計画課管理緑地課係長	伊藤佳和子

下水道課長	森 弘 健 二	下水道課技監	藤 岡 富士雄
山陽水処理センター所長兼小野田水処理センター所長	光 井 洋 一	下水道課管理係長	西 崎 大
下水道課管理係主任	野 原 崇 史	下水道課計画係長	熊 川 整
下水道課計画係長	熊 川 整	水道事業管理者	今 本 史 郎
水道局次長兼総務課長	原 田 健 治	水道局業務課長	伊 藤 清 貴
水道局工務課長	伊 東 修 一	水道局浄水課長	西 山 洋 治
水道局浄水課技監	山 本 敏 之	水道局業務課課長補佐兼営業班長	羽 根 敏 昭
水道局総務課課長補佐兼総務班長兼財政係長	岡 秀 昭	水道局浄水課主幹	宮 地 浩
水道局総務課課長補佐同格兼企画調整班長	中 村 浩 士	水道局業務課主査兼料金班長	武 野 一 茂
水道局工務課課長補佐兼建設班長	江 本 浩 章		

【事務局出席者】

局 長	中 村 聡	書 記	光 永 直 樹
-----	-------	-----	---------

【審査事項】

- 1 議案第20号 平成31年度山陽小野田市水道事業会計予算について

(水道)

- 2 議案第21号 平成31年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について(水道)
- 3 議案第38号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について(水道)
- 4 議案第39号 山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について(水道)
- 5 議案第40号 山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について(水道)
- 6 議案第13号 平成31年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について(都市)
- 7 議案第18号 平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について(公営)
- 8 議案第48号 平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1回)について(公営)
- 9 議案第22号 平成31年度山陽小野田市下水道事業会計予算について(下水)
- 10 議案第36号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について(下水)
- 11 議案第17号 平成31年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について(農林)
- 12 議案第35号 山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について(農林)

---

午前9時開会

---

中村博行委員長 おはようございます。それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催をいたします。それでは、早速、審査に入ります。まず、審査番号1番、議案第20号平成31年度山陽小野田市水道事業会計予算について説明を求めます。

今本水道事業管理者 公営企業会計の予算書では、経営目標の設定や建設投資の効果を予測するため、議案には損益計算書・貸借対照表などの財務諸表を添付しております。平成31年10月に消費税が増税されますので、収支とも予算額には増税の影響があります。ただし、消費税の納税事業者ですので、財務諸表にはその影響がほとんどありませんので、前年度との経営状況比較には財務諸表を御参考にお使いください。なお、水道料金関連の消費税改定は、別途条例改正議案で御説明します。それでは、議案第20号平成31年度水道事業会計予算の概要について御説明いたします。予算書1ページを開きください。第2条の業務の予定量につきましては、記載のとおりです。(4)の年間有収水量は前々年度平成29年度決算実績の98.3%を見込んでおります。(5)の主要な建設改良事業については、後ほど説明させます。予算書第3条の収益的収支ですが、収入合計は15億4,957万1,000円。支出合計は14億360万5,000円を計上し、結果、単年度において税処理後9,700万円余りの利益が生じる編成となっております。予算書2ページ第4条、資本的収支ですが、下段の支出の建設改良費におきましては、宇部市との広域化を検討中ですので、老朽管の更新工事を縮小し、支出総額9億2,414万7,000円を計上しております。これらの財源となります資本的収入では、上水道企業債として2億490万円の新規借入れを行います。企業債等の外部資金を調達してもなお、差引収支で約6億4,400万円の不足金が生じますが、この対応は第4条予算本文記載のとおり、積立金を1億3,900万円余り取り崩して補填することとしております。ほか詳細は、次長から説明させます。

原田水道局次長兼総務課長 まず、管理者の概要説明に続いて予算書2ページを説明いたします。第5条予算は、メーター検針業務委託の債務負担行為を設定しております。第6条予算は、起債の限度額等の設定です。第7条予算の一時借入金限度額は、あくまで枠取りで、近年借入実績はあ

りません。第8条予算は、流用可能な項目の設定ですが、予算執行の円滑化と事業運営に柔軟性を持たせるものです。3ページに移りまして、第9条予算は、職員給与費等の流用禁止経費です。第10条予算は、一般会計からの繰入金。第11条予算はたな卸資産の購入限度額を設定で、これらは予算書への記載が法定で義務付けられているものです。なお、職員給与費については、予算書10ページの給与費明細書を御覧ください。職員給与費と臨時職員の賃金・社会保険料を合わせた給与費総額については、前年度当初と比較して、2,692万円減額しております。これは、平成30年度に退職2名があり、一般職正職員を50名体制としたことが主な原因です。それでは、予算の内容について御説明します。予算書21ページを御覧ください。別途配布のB4資料は、収支とも性質別にまとめており、税抜額も併記しております。並べて御参照ください。給水収益につきましては、平成29年度実績の98.8%を予定しております。このほかの収入は、他会計負担金等を見込んでおります。営業外の長期前受金戻入と簡水の特別利益については、補助金等を原資として取得した資産の減価償却に伴う収益化額であります。これらには現金の裏付けがありません。収益的収入合計は前年度当初予算比較で3,031万3,000円増額しまして、15億4,957万1,000円となります。続きまして、予算書23ページ以降の支出の部ですが、給与費は前述のとおり大幅減です。その他の経常経費では、動力費・負担金が増加したものの、修繕費、支払利息は減少しております。簡易水道の支出については、予算書27ページ以降に記載のとおりですが、減価償却費を除く費用のうち、収入で賄い切れない現金は、一般会計との協定により全額繰り入れられます。以上、支出合計は前年度当初比較で353万8,000円増の14億360万5,000円となります。資本的収支については、予算書29ページの支出の部から説明いたします。広域化の検討段階にあるため、浄水場施設費から営業設備費までの建設改良費は、前年度比較で1億5,000万円程度減額しております。なお、建設改良費中には、平成32年度末を目途に簡易水道2事業を上水道に統合するため、その施設整備として設計委託等1,210万円を計

上しております。2か所にあります簡易水道については、それぞれの浄水場が昭和56年、昭和58年度から給水開始し、その電気設備や機械設備などが法定耐用年数を大きく超過しており、今後、改修の必要があります。また、それぞれの水源が井戸水であり、水質悪化の傾向があることから、設備の改修後に水道水として給水することが困難になる可能性も考えられます。そのため、上水道に統合することについての調査検討及び手続等を行うものです。これら投資の財源となります資本的収入については、予算書29ページになります。建設改良の財源としての企業債が2億490万円です。上水道長期前受金では、補助金として、県の交付金を予定します。これは、大規模災害対策として、水道管路のうち特に重要な基幹管路の更新については、事業費の3分の1を上限に交付されるものです。その上の工事負担金では、下水道工事に起因する水道管移設補償金と消火栓の設置負担金を予定しています。移設補償金は原因者負担であり、消火栓経費は、水道法及び公営企業法上で独立採算の例外として、一般会計で負担することが規定されているものです。以上、収入合計は2億7,991万5,000円となります。予算書の17ページ損益計算書を御覧ください。収益的収支(3条予算)における企業成績がここに表れます。最初にお断りしますが、純利益はあくまで予算計上額をベースに作成しております。当初予算は、収入は少なく、支出は多く見積もりますので、純利益は少なめに算出されますので、御了承ください。下から4行目、税処理後の単年度純利益は9,707万9,000円の予定です。ただし、計算書中5の(2)及び6の(2)の長期前受金戻入と9の簡易水道特別利益には、現金の裏付けがありません。さらに、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額1億3,967万5,000円は、資本的支出の補てん財源として使用する積立金取崩額の再掲額ですので、これも現金の裏付けはありません。その上の前年度繰越利益剰余金についても一部が非現金です。よって、予算書20ページ貸借対照表の右手貸方第7項(2)エの当年度未処分利益剰余金では、注記⑦として、非現金相当額を明示しております。よって、利益剰余金合計額10億2,343万5,000円から、これら非現金

相当額を除いた、5億5,000万円余りが正味の内部留保資金となります。内部留保は、ピーク時の平成27年度決算に9億円を超えておりました。その後、施設の老朽化対策として施設更新を進めてまいりましたので、毎年資金が企業外に流出しました。一方、期末の企業債残高は、固定負債企業債と流動負債企業債の合計48億9,355万6,000円です。これは一年間の給水収益の3.7倍となっており、全国と同規模の水道事業体の平均値の3.1倍を上回っております。予算書9ページのキャッシュフロー計算書を御覧ください。下から3行目のとおり、計算上は1億円を超える資金が企業外部に流出します。主な原因は、建設投資財源の不足によるものです。ただし、経常収支が前年度並みで推移すると仮定しますと、5,000～6,000万円程度の資金流出に収まる見込みです。最後に資料3ページは、平成31年度水道局で予定しております工事概要です。以上が平成31年度の水道事業会計予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、それでは、最初のページから行きましょう。1ページ、2ページ。まず、1ページのほうの3条収益的収支のほうから参りましょうか。

河崎平男委員 昨年の決算よりも伸びておりますが、どこの部分の収益が伸びているのですか。

原田水道局次長兼総務課長 全体的に人口等は減少いたしまして、有収水量等も減少するという形にはなっておりますけど、料金収入の内容につきましては、13ミリ、20ミリのほうにつきましては、料金収入は減少傾向でございます。ただし、25ミリ以上の営業用、それから工業用で使われる料金がこの近年増えてきておりますので、その結果として、こちらのほうの料金単価が高いということがございまして、料金収入全体としては増えたというような予算を組んでおります。



藤岡修美委員 有収水量、前年度の98.3と言われたんですか。98.8……、8ですか。（「8です」と呼ぶ者あり）8ですね。その根拠を教えてください。

岡水道局総務課課長補佐 前回の補正予算審議のときに御説明した平成30年度の決算見込み値、それが前年度決算、29年度決算値の99.8%でした。その数字をベースとしまして、次年度につきまして、31年度予算につきましては、それから1%ほど安全率としてマイナスを見込んでおります。その関係で先ほど説明したような数字になります。

中村博行委員長 ほかにはありますか、このページは。そうしたら、2ページの資本的収支のほうから。

岡山明副委員長 今年度は5条の債務負担行為が発生するという形で5年間なんでしょう。これは今まで金額的に、去年は1,700万円ぐらい掛かったんですが、大体金額的にはこんな感じですかね。5年で大体6,000万円と、年間2,000万円ぐらいなんでしょう。去年は1,700万円ぐらいなんですが、大体そんな推移でされているという感じですか、金額的に。

原田水道局次長兼総務課長 このたびの債務負担行為につきましては、水道メーターの検針業務につきまして、4年分ほど金額を上げております。実際には、丸3年間と約3か月の引継ぎ期間という形で設定をしているものですが、一応期間としては4年間分という形です。限度額につきましては、大体それを約3年で割ってこのくらいの費用が掛かるものということで見込んでおるということをございまして、これにつきましては来年度、入札によりまして業者を決定して金額を決定していくものをございますので、あくまでも予算の枠取りという形で御理解いただきましたらと思います。

岡山明副委員長 契約の形はどういう……随意か。今、入札という話をされましたので、そういう形で、私は一般質問で漏水という形で、検針の分が、検針者によってそれぞれその思いがあるから、その辺、今後も高齢者に対しての漏水という形をしっかりとしていただきたいと、そういう意味で今回ちょっと質問させていただきました。要望として、しっかり検針で皆様の水量を今後もしっかり見守っていただきたいと思いますので、そういう形で要望します。

中村博行委員長 要望ということで。ほかにはこのページは。

中岡英二委員 資本的支出の中で、上水道建設改良費5億四千幾らとあるんですが、これは先ほど実施予定工事の一覧、これらの総工費ですか。

原田水道局次長兼総務課長 これは基本的にそういう形で御理解いただけましたらと思います。

中岡英二委員 突然の漏水とかそういうのに対応するのは、これ以外と考えていいんですか。

原田水道局次長兼総務課長 先ほどの回答に若干間違いがありまして、この建設改良費の中にはその他事務費等も若干含まれておりますので、これにつきましては29ページでございますが、この中に明細がございます。こういった形で工事費以外の支出も一部含まれておりますので、御理解をいただきたいと思います。それから、あと突発の修繕等につきましては、これは3条予算という形で収益的収支のほうの支出でございます。各明細につきましては、23ページからでございますが、この中の24ページの配水費の中の修繕費、当年度予定額でありましたら、3,299万9,000円、それからその下の給水費の修繕費3,276万5,000円、こういったものが突発の修繕の費用として予算計上しておるものがございます。

中村博行委員長 明細については、あとまたざっとやっていきます。さっきの  
21ページ以降でやっていきますが。もう1、2はよろしいですね。

河崎平男委員 4条で新規借入れを予定、2億490万円、この財源はどこに  
充ててんですか。

原田水道局次長兼総務課長 これにつきましては、先ほどの資料の3ページに  
ありました建設改良工事、これらの工事の事業費の一部に充てるという  
形でございます。

奥良秀委員 先ほど岡山副委員長が言われたところの補足なんですけど、メー  
ター検針業務委託のどこなんですけど、こちらのほうで何か、各個人の気  
持ちで漏水を見られているということを言われたんですけど、これって業  
務はきちんとマニュアルみたいなものはあるんですよね。

伊藤水道局業務課長 これにつきましてはきちんとしたマニュアルがありまし  
て、それに基づいて委託業者のほうに検針をしていただいておりますの  
で、そこは間違いありません。

中村博行委員長 ええですね。3ページはいいですか。それじゃあ、明細のほ  
うをずっと行きましょうか。21ページから。収益的収支のまず21、  
22ページ、収益的収支の明細のほうの内容行きましょう。

奥良秀委員 21ページなんですけど、ペットボトル水作製経費とあるんですが、  
これ今現在どのぐらいあって、どのぐらい作られる御予定か説明してく  
ださい。

原田水道局次長兼総務課長 平成30年度につきましては、5,000本を作製  
しております。今現在の在庫はほぼなくなっております。平成31年度

につきましては、このたび市長部局とパラリンピックへの取組ということで、通常の2倍、1万本の作製を予定しております。これにつきましては、その5,000本分の市のほうからの資金のほうの繰入れ等も予定をされております。

中村博行委員長 以前は2年に1回ぐらいの作製じゃなかったですかね、でしたよね。

原田水道局次長兼総務課長 5,000本を毎年作製をしております。

中村博行委員長 ラベルも変わったりして非常に良くなったと思いますが、そうしたら、23以降の支出の部分。

岡山明副委員長 先ほど22ページのほうの動力費の分でお話があって、広域という話の中でそういう部分で削減するという状況の中で、ここだけ浄水場の電気代というのが220万円という増額になると。それちょっとどうなんだと今思ったんですけど、その辺どうなんですか。普通、皆、減額という形、広域に関して、そういう状況の中で220万円をここで増額しようというのは、方向としては全く逆方向に走っているという分があるんですが、その辺どうかちょっとお聞きしたいんですけど。

岡水道局総務課課長補佐 広域化の協議が今進んでいるという状況なので、施設的には従来の施設を使っておりますので、前年度予算と当年度予算の計上額が増額しているのは、電気料の単価自体が少し上がっていますんで、それと安全率を若干見て、予算執行ができるように余裕を持って予算を組んでいるということで、広域化の効果が出るのは、何がしか統合効果が出た後、施設の統廃合なりが行われた後には、こういったランニングコストの削減につながってくるであろうと予想されます。

岡山明副委員長 この220万円というのは、今お話聞くと、電気代というか、

電気使用料に対しての安全率というか、そういう表現の話をされたんですが、そういう形ですか。

岡水道局総務課課長補佐 積算上は30年度、年度途中までの実績を1年分に換算し直しまして、それに1割方、安全率を上乗せして電気料金を積算しております。といいますのも、中国電力から電気を買っておりますので、燃料調整費というのがございます。原油価格の上昇に伴って、電気料金単価というのはスライドして変更できるようになっておりますので、そういった形に対応するために1.1の安全率を組んでいるということでございます。

中村博行委員長 広域化の影響が出るのは先だということですね。ちょっと幅広いけ、23、24ページの中で見てください。

藤岡修美委員 負担金、厚東・丸山ダム関連で2,558万円ですか、前年度に比べて増えているんですけど、この内訳というか。負担金、県工事だと思うんですけど、分かれば。

岡水道局総務課課長補佐 確かに前年度から増えております。この内訳としましては、前年度、厚東川ダムの改修工事のうちでダムから来る導水管のルート等々も含めました総事業費のうち600万円程度が前年度繰越事業分です。失礼しました。全体事業費の600万円程度が繰越事業に当たっているというもので、それからうちの市の負担というのは0.69%なんで、わずかなもんなんですけれども。そのほか31年度事業として行われますのが、ダム管理支援システムの更新であったり、その他維持管理費もろもろございますけれども、加えて、うちが今、取水しているルートの導水管、送水管等々のバイパス管の改修工事、有帆川に架かっております山陽本線の水道橋、山陽本線に添架している水道橋がございましてけれども、そちらのほうの管路の改修に伴う事前の調査設計業務、有帆ポンプ場内の構内電話等々の取換え等の事業が県のほうで予定され

ておりますので、そのうち当市が0.69%の費用負担をするということで、予算計上している負担金の額となります。

岡山明副委員長　ちょっと私、先ほども動力費、電気代とかあったんですけど、例えば燃料費とかトータルいろいろあるんでしょうけど、浄水場ポンプ等いろいろある状況で、電気代とかも燃料代とか掛かるんです。その辺の、今後10月に消費税が上がってくるんです。その辺の対応というのは、この今回の分には予算書には反映されておるんですか、反映されていないんですか。先ほど安全率のところという消費税の話はちょっと出なかったものですから、その辺の対応はどうかとお聞きしたいんです。

岡水道局総務課課長補佐　予算自体は積算段階では税抜きでとりあえず積算いたしまして、それから所定の税率を掛けます。ですから、電気代につきましては、半期は現状の8%の税率、残りの下半期につきましては10%の税率で税込み価格をはじいて、その総額を予算額として計上しております。

岡山明副委員長　この別紙出とるんですけど、この別紙の中で税抜きと税込みということ、これは要するに見たときに消費税はちゃんと税込みの場合は、そういった計算式もちゃんと入ると。そういう消費税が加味された金額になっておるという理解でよろしいですかね。

岡水道局総務課課長補佐　さようでございます。

奥良秀委員　23ページの支出の薬品費ですね、マイナスで102万5,000円になっているんですが、塩素パック等と書いてあるんですが。これというのは入札減ですか、それとも水が使われる量が減るから減るという考えでしょうか、どちらでしょうか。

原田水道局次長兼総務課長 これにつきましては、一つは有収水量の減というのが影響ございますが、もう一つは、薬品費そのものが今回下がってきているということです。一般質問のときも少しお話をさせていただきましたが、宇部市と薬品のほうは共同購入という形でスケールメリットを生かしたいということで入札をしておるんですけど、そちらのメリットはどこまで出たのかというのはちょっとよく分かりませんが——、一般質問じゃない、済みません、この前の予算の説明のときの質問でございましたけど。ただ、単純に今、全国的に次亜塩素酸ナトリウム、水道水の消毒用の薬品ですけど、これの単価が下がっていますので、これによって、今回予算については少し少なめに計上させていただいたという形です。

水津治委員 修繕費が各それぞれありますが、既にあらかじめ修理をしなければいけないという積算されている数字と臨時的な修繕が起こってこようと、この考え方で予算組んであると思うんですが、割合的にはどのような割合で予算を組んでおられるかお尋ねします。

岡水道局総務課課長補佐 割合と言われますと、今からちょっとはじかないといけないんで、金額ベースで言わせていただいてもよろしいでしょうか。23ページの原水・浄水費3,531万1,000円の修繕費を計上しております。そのうち、突発修繕に対応するものは220万円程度と。その次、公道におきます水道管、うちの所有する配水管、主に配水管、送水管の修繕に係りますものが、24ページ真ん中より少し上ぐらいに修繕費3,299万9,000円というふうな形で計上されております。そちらの突発修繕に対応する予算額が1,962万円です。続きまして、その同じページの下のほうですね、給水費の修繕費、これは主に個人宅の敷地内にある給水管の修繕に係る漏水修繕に係る経費ですけれども、そちらのほうで予算額のうち3,100万円程度、突発の漏水に対応する修繕費となっております。主に、漏水修繕に関する修繕費はその3つ、突発修繕にかかわる修繕費はその三つ目について計上しております。

中村博行委員長 23、24ページはええでしょうか。そしたら、25、26ページの中で。

藤岡修美委員 受託工事費で下水道関連の給水管移設の金額が結構増えているんですけども、下水道課に聞くと、国の補助が付かなくて事業が進まないという話もありましたけども、この辺というのはやっぱり積み上げられたものですか。

岡水道局総務課課長補佐 下水道から事前に依頼があったものをうちのほうで積算いたしまして予算計上しております。下水道に伴う工事の本数といたしましては、ここの受託工事に関しまして6本を予定しております。ただし、下水道の補助申請自体が春先になりますので、その補助によっては、下水道工事本体が中止になりますと、この受託工事自体もなくなるということでございます。

中村博行委員長 それでは、27、28ページいきましょう。よろしいですかね。それでは、次のページの資本的収支のほうの明細から、29、30ページ。

河崎平男委員 建設改良費が随分少なくなっておるんですが、計画的に実施計画どおりにはいっているんですか。

原田水道局次長兼総務課長 補正予算のときも御説明をさせていただいたと思いますけど、今現在、宇部市との広域化の協議をしている関係上、なかなか今料金改定ということが難しくなってきたという状況でございます。その結果、現状では、料金収入の範囲内でできる工事量を当面やっていきたいというふうに考えておりまして、平成28年に作りましてアセットマネジメントで必要だと言われました約6億2,000万円の工事が今ちょっとできないという状況になっておりまして、これにつきまして



は工事を進めないと、本来であれば施設の老朽化が更に進みまして、市民の皆様方には御迷惑をお掛けすることにはなるわけなんですけど、広域化が進めば、今後その分を早急に更新事業として取り組んでいきたいとは思っておりますので、今まだ検討途中でございますけど、この広域化の方向性ははっきり決まりまして、この辺りがきちんと確定しましたら、また将来的な計画を作っていきたいなというふうに考えております。

河崎平男委員 そうした中で広域化の見通しとアセットマネジメントの変更計画、その両方の考えでいつごろ予定というか、整合性というか、どういうふうに考えちゃってんですか。

原田水道局次長兼総務課長 基本的に広域化になりましたら、相手方の宇部市さんもおられるわけなんですけど、両市で協議いたしまして、最終的にどのような更新率で施設の更新をやっていくのかというのを決めないといけないと思っております。今現在は、アセットマネジメントでいいますと、耐用年数の約2倍程度を見込んで、本市としては更新をやっていこうという考え方です。今後、宇部市との協議によりましては、それが2倍ではなくてもう少し早いサイクル、例えば耐用年数の1.5倍程度で更新をやっていこうとか、その辺りは最終的に決まりましたら、それによりまして、また広域化ができましたら事業が進んでいくということで今考えております。

中村博行委員長 今回、1億5,000万円ぐらい減額といたしますか、予定よりもですね。その辺の影響というのは、先で出てくるんじゃないですか。7億円近いものが、5億4,000万円。

岡山明副委員長 今、その辺の話、私も一番気になったところで、例えば水道料金の値上げという部分が、去年の当時、市民のほうにもお話を、全体的に料金改正をどういうふうにするかという形の中で、やっぱり値上げしないとすごい厳しい状況になると。そういう状況で、前回の分は20%

近い改正料金という話の中で、市民のほうからは5%ずつで4年間でどうかと、それから8%で2回に分けて改正すればどうかという、そういういろいろ話があったようなんですが。それに対して水道局として、現状としては1年2年を迎えようとしとる状況の中で、今後のスケジュールといったらおかしいんですけど、どういう方向性を水道局は目指そうかと思っているか。いろいろアセスメントもいろいろ状況的に出された状況ですから、その辺の方向性というのは、私も一般質問したからあれなんですけど、水道局として今後はどういう状況でどういう形で、広域もあるけれど、水道自体のそういう形をどういうふうに進めるかという部分で、ちょっとお話を聞きたいなと思っているんですけど。

今本水道事業管理者 28年に委員会に料金値上げを出して否決されたということで、それ以降、料金値上げについても内部では協議をしておったわけですけども、料金値上げに行く前に、平成27年から宇部市との広域の話を進めていると。広域をすれば幾らかの経済的効果も出てまいりますし、料金値上げに対応するところも少なくなってくるんじゃないかということもメリットも考えられます。料金値上げの前に広域化等も含めて、内部でできる限りのことをやって、なおかつ必要であれば料金値上げをしましょうという方向に今なっておりますし、宇部市との広域化の話も、懸案でありました浄水場の関係もほぼ整いつつありましたので、後ほど説明をさせていただきますけども、そういうことで広域化をまずは取り組んでいこうということでございます。その後は、先ほど原田のほうで申しあげましたように、アセットマネジメントを両市が一緒になって、更新の期間をどれぐらいにするのか。その辺の事業量をそれから算出をしまして料金の改定に進まなきゃいけないなというふうに思っております。ですが、ちょっと否定的な意見で申し訳ないんですけど、広域をしようがすまあが、料金値上げは避けられないというふうに思っております。ただし、広域をすることによって、その料金の値上げ率が少しでも低くなるようにと、市民の皆さんの負担が低くなるようにということで、現在努力をさせていただいているところでございます。広域化につ

いての話のペースを速めまして、早いところ広域化が進んで将来的なめどが立つように今努力をしているというところでございます。

中村博行委員長 広域化については、後ほどやろうと思いますが、いずれにしても厳しい状況であるということは間違いないということですね。ほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、先ほど簡易水道、上水のほうと統合するというお話がありましたが、具体的にちょっと説明をしていただけませんか。

原田水道局次長兼総務課長 先ほども申し上げましたけど、簡易水道ですね。山陽小野田市の中に旧山陽地区のほうになりますけど、2か所ございます。一つが、鑄物師屋・西山の簡易水道でございます。もう一つが、平原・片尾畑上の簡易水道となります。この2か所につきましては、鑄物師屋・西山が昭和55年に認可を得まして、昭和56年から給水を開始をしております。また、平原・片尾畑上につきましては、昭和57年に認可を取りまして、昭和58年から給水を開始をしておるということで、もう既に40年以上経過をしてくるという施設でございます。実際には、この水源が井戸水でございまして、特に鑄物師屋・西山につきましては、もともと地質上の問題から、ヒ素の値が今現在、基準値の0.5倍、約半分から基準値に近いところまで数値が上がる場合がございます。もともと当時、この施設を造ったときには、水道水の基準が、現在に比べたら約10倍ぐらい高いもので、当時としては全く問題ない水質であったんですけど、厚生労働省の水質基準が厳しくなったということで、飲用水に適用するのにだんだん難しくなってくる可能性が高くなってきたということでございます。今後、この井戸水というのは取り続けますと、だんだん枯渇してくるというふうに言われておりまして、このたびこういった施設を新たに改修したといたしましても、次の改修期間までにその水質が極端に悪化をすると、耐用年数を待たずに使えなくなるとかそういったことも考えられるかなということで、そろそろ平原も含めまして、もう水道事業のほうに統合したほうが、この地区にお住まいでその水道

水を飲んでいらっしゃる方につきましては、安全な水の安定供給ができるのではないかと考えております。ただし、もともと簡易水道というのは、水道管を引くのに、その集落等の地域が非常に離れておってなかなか困難であるので、そこに単独で水道を造ろうとしたものでございますので、それなりには工事が必要になってくるということでございます。そのためには新たな水道管を既存の水道管から布設していきまして、かなりの距離になる場合もございますけど、それに係る費用が当然発生いたします。また、これにつきましては、実際にはこういうのもあれなんですけど、非常に実際使用者の方が少ないということで、平成29年度末現在では、鑄物師屋・西山のほうにつきましては、今給水人口が74人、それから平原・片尾畑につきましては53人ということです。ですので、使用水量としては、1日で鑄物師屋のほうで平均で21立方メートル、平原のほうで13立方メートル、こういう少ない水量でございます。当然これに伴って水道料金も収入自体は非常に少ないというのは、予算決算見ていただければお分かりとは思いますが、工事費に係る費用に対して、これ料金収入ではちょっと改修がなかなか難しいという部分が当然ございますので、これについては市長部局と今後協議して、その辺りの費用についてはどういうふうな形で、水道局の負担とするのか、市長部局から支援をいただくのかということも検討が必要になるかなと思っております。もともと簡易水道が、どちらかといいますと福祉政策として造られたものでございますので、その延長上の考え方で、最終的には市長部局とその辺りの話はさせていただいて、何よりの目的は、安全な水の安定供給ということを目指したいということで考えております。

中村博行委員長 随分詳しく説明で、もともと経費が掛かるからつながないと、これが基本やったですね。一般質問でいろいろあったりして、今更という感じがしたんで。しかし、この老朽化に伴い、やらざるを得ないような部分が出てきたということで理解してよろしいですかね。

岡山明副委員長 今のは、予算書の18ページに載っていますよね。セグメント報告って、分割したようなそういう説明の形なんですけど。今、簡易水道に関しては営業損益というか、これはほとんど負担になつとるといふ状況が見えとるんですけど。そういう意味で、次長も言われたけど、やっぱり早期に水道に持っていくという、私はこの金額的に見たときには、やっぱりその必要性がなきにしもあらずじゃないかなと思った。それも料金体制、いろいろ状況の中で改修していくとか、その辺はやっぱり今進めるべきものではないかなと私は思ったんですけど、その辺は今お話しされたからいいんでしょう。その辺はしっかり検討していただきたいなと思いましたので、そういうことで、要望ということで。

中村博行委員長 それと、水道が全く行っていない地域があるということですね。そうしたことの対応というのは、何か考えられておるんですか。

原田水道局次長兼総務課長 基本的に水道局が給水をする範囲というのは、給水区域ということで、水道事業でありましたら水道事業の給水区域というものが、水道事業認可を厚生労働省からいただくときに、早く決めて申請をしなければならないと。同じように簡易水道もそういった、認可上給水する範囲というのを決めないといけないということになっております。そこから外れたところが、いわゆる未給水区域というところになりますけど、これにつきましては、水道管を布設して給水するというのが非常に困難になる地域、もしくは、余りにも費用対効果が小さくて、公営でやるには非常に厳しい地域という形になります。そういった地域が山陽地区の中に一部ございますけど、これにつきましては個人個人に、例えば井戸等を設置していただくとかそういった形で水道水の確保をしていただいております。これについては担当部署としましては、環境課、それから水質の検査については県の保健所のほうで対応しております。

中村博行委員長 分かりました。

水津治委員 先ほど出ました簡易水道の西山・鋳物師屋地区の調査費設計委託料ということで、いわゆる工事という具体的な計画というのはありましたら教えてください。

伊東水道局工務課長 今現在、上水のほうの水道管が陽光台団地のちょっと上の辺りまでありまして、そこから受水槽とポンプを付けて既設の簡易水道の配水池まで上水道をポンプアップで上げていくと、そういった工事を予定しております。来年度につきましては、その調査設計、それから厚生労働省のほうに変更認可の届出をしなくちゃいけませんので、その辺の資料作成の設計委託を予定しております。

中村博行委員長 順調にいくと、工事はいつごろから入れる予定ですかね。

伊東水道局工務課長 順調にいきますと再来年度、実際の工事のほうに入れるんじゃないかと。まだ担当課と協議中ですので、その辺りは今から詰めていきたいと思います。

中村博行委員長 確かに簡易水道、水道局全部維持管理されているんでしょう。

伊東水道局工務課長 現在はそうです。

中村博行委員長 そうですね、大変なところよね。

伊東水道局工務課長 小さい修繕、漏水があってもちょっと影響が出てきますので、そういったときは蛇口一線分ぐらいの水が漏れても、水道局からタンク、上水道積んで配水池に保水するという作業を今行っております。年に数回あるんですが、今そういう状況です。

中村博行委員長 それじゃ、ちょっと進めましょう。戻って9ページ、キャッシュフローのページでありますかね。ざっと説明をされたから。それか

ら、給与費の明細のページですね、10ページ。退職者2名の関係があるかと思いますが。いいですね。後ずっとって17ページ、損益計算書の中で。

岡山明副委員長 17ページ下から2行目です。その他の未処分利益剰余変動額と。これは今お話があったように、減額積立金の取り崩しという話ですね。要するに難しい話じゃけど、よう分からんけど、内部留保金、これの取崩しというたらおかしいんですけど、そういう状況が今回1億3,900万円という状況なんです。それだけ取崩したと。それで内部留保金が減っているという状況で。先ほど内部留保金が9億円程度という話を聞いた。実際、その留保金というのはどこを見て予算書の中にあるかなど、私いつも思っているんですけど。どこを見れば、大体9億円という金額が確認できるか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。

岡水道局総務課課長補佐 先ほど説明の中で9億円という数字が出たのは、内部留保資金のピーク時です。平成27年だったと思いますけれども。今現在の内部留保資金、31年度予算を執行した後、32年3月31日の予定につきましては予定貸借対照表、ページで言いますと20ページ、下から4番目の数字、利益剰余金合計額10億円ぐらい返っておりますけれども、それからその上の注⑦というのが隣のページに説明を書いております。そのうち4億7,300万円が非現金のものとして捉えますので、この合計額から控除して5億円ちょっと超えるぐらいの内部留保資金になるという予定でございます。

中村博行委員長 9億円が27年度のピークということね。現在は先ほど説明があったように約10億円から引いたもの。

岡山明副委員長 そういう状況の中で、今回の補正予算に関しては1億3,900万円という状況で、先日行った30年度の補正予算で最終的にはここでは2億2,000万円ぐらいの金額は取崩しが出ている状況なんです。

今回、予算書とは金額的に2億2,000万円と1億4,000万円と金額的に結構差額が出とるんですけど、その辺はどういう形で今回は金額減っておるといふ状況なんですかね。

岡水道局総務課課長補佐 31年度につきましては、積立金を取り崩す目的、建設改良工事自体を絞っておりますので、実際補填する額が少ないんです。4条予算、資本的収支の不足額自体が、収支不足額が少ないんで、その分ほど補填すべき取り崩さなければならない額というのも減ってきます。ですから、30年度補正予算で御説明いたしました資本的収支の不足額は8億円ございました。それから、もろもろの内部留保を充ててもなお不足しますので、2億7,000万円程度を取崩しをするというふうな補正予算の御説明をいたしました。このたび31年度予算におきましては、資本的収支の差引不足額が6億4,400万円程度になります。それに損益勘定留保資金等の内部留保資金を充てても、なお不足する額というのが1億3,900万円ほどありますので、その分は過去の利益のプール分、いわゆる積立金を取り崩して補填するという予算の編成になっております。

中村博行委員長 要するに工事が減っているわけやね。それでは、追加が出ましたから、貸借対照表の19、20ページの中で、これを最後にしましよう。結構詳しく説明がありましたので、要は内部留保資金が5億5,000万円ぐらいと、それと負債総額が大分減っているということですね。50億円あったものが48億円ぐらいになったということね。全般でよろしいでしょうか。全般ですね。

水津治委員 退職者が2名あったと、職員が2名減ったということですね。2名減ったことによって業務に影響があるのかないのか。また、これによって採用というのは計画があるかないか、併せてお尋ねします。

原田水道局次長兼総務課長 31年度につきましては、30年度末で定年退職



の方が2名出られます。このお二方につきましては、31年度からは再任用職員として、再度、働いていただくということになっておりまして、全体の人数としては変わらないという形になります。ただ、31年度、若干人員的に違うものにつきましては、臨時職員2名を削減する予定としております。これは組織内部のいろいろ改革等によりまして、何とか臨時職員2名削減いたしましても、以前からの浄水場の運転管理一元化の関係で人員を補充できますので、その中で何とかやりくりができるというものでございます。

岡山明副委員長 ちょっと8ページなんですけど、ここの上のほうに書いているんですけど、8ページの収入の部分で県の交付金1,400万円なんですけど、去年は3,600万円近い金額が出ているんですけども、その3分の1、2分の1かぐらいになっているんですけど、これはどういういきさつの下で交付金が下がったというか、減額されたか、その辺はどういう状況ですか。

岡水道局総務課課長補佐 対象となる事業、交付金の対象となる事業が基幹管路になっております。その工事自体が減ったということでございます。うちが予定している工事のうちで基幹管路、送水管、配水本管に当たる水道管路の改修のみでございますので、それにいわゆる補助金の採択要件に入る工事自体が減ったために補助金収入も減ったということでございます。

岡山明副委員長 そうすると、この対象工事というか、それは決まっとるということですか、交付金に当たる対象工事が。

岡水道局総務課課長補佐 こういった事業には補助なり交付金を出しますよというふうなメニューが決まっております。ですから、うちが平成31年度に行うほかの配水管の工事とか、要は路地に入っているような水道管の工事とかいうものについては、対象となる今メニューが国にも県にも

ございません。ですから、大きい管だけですね、大きい管だけ、基幹管路、重要管路のみの対象となっております。

中村博行委員長 以前、技術職の方の数が問題であるというようなことがあったんですが、そういった傾向というのは変わっていますか。

原田水道局次長兼総務課長 非常に今現在、技術職の確保が難しいという状況は変わっておりません。できましたら、そういった専門の学問を勉強された方を採用していきたいところではあるんですが、この近年、職員を採用できるときに、いろいろ試行錯誤してみたんですが、なかなか近年のオリンピック景気とか、それから震災等の復興等でそういった技術者のほうが、こういった市とか地方公共団体関係には支出されないということがございまして、そこはなかなか難しいという状況ではありました。結果として、何とか職員の中で職員を育ててそういった技術者になっていただくということで考えておりまして、そういった工事を実施する部分につきましては、実質的に人員は内部で増やしていっております。そのためにもこの前からやっておりますような浄水場運転管理一元化等で、そういった運転管理の要員を減らすことによりまして、そちらのほうに人員を増やすというような形で何とかやりくりをしておるという形です。

中村博行委員長 企業努力をしっかりとされておるということで。全般よろしいですか。

岡山明副委員長 ちょっとお聞きしたいんですが、18ページ、さっきセグメントという話ありました。資産とあと負債という状況があるんですが、この資産が上水道なら127億円という状況なんです。この負債というのはどういう捉え方、考え方で。ちょっとよう分からんもんで、ちょっと教えていただきたいんですが。

岡水道局総務課課長補佐 ページ左手に当たります19ページ、資産自体は主に施設等、1番の固定資産施設等々、有形固定資産、無形固定資産とございますけれども、いわゆる事業を運営する上で必要な資産でございます。2番が流動資産、事業運営する上で、抱えている手元の現金とさせていただけたら結構です。その19ページの資産全体を構成する、その原資となった、それを取得するためどのような財源内訳でこの資産を取得したかというのは、負債なのか資本なのかということになります。ですから、資本のほうが多ければ、手元のお金で資産を取得したと。負債が多ければ、主には借金なんですけれども、企業債によって資産を取得したという評価ができると思います。ただし、負債のうちで流動負債については、未払いの工事代金であるとかいうものも入っておりますので、これは決算後一月、二月で解消するものでございますので、それは資産の部の2番のほうの流動資産と差引きで考えていただけたらいいものでございますので。いわゆる固定資産に対してどれほど負債があるのか、資本があるのかということで御判断いただけたらと思います。

中村博行委員長 それじゃあ、質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので、採決に移ります。それでは、議案第20号平成31年度山陽小野田市水道事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第20号は可決すべきものと決しました。ここで若干の休憩、50分から、すぐ始めたいと思いますので、50分から再開をいたしますので、これで取りあえず暫時休憩に入ります。

---

午後10時43分 休憩

---

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を続行いたします。それでは、審査番号 2 番、議案第 21 号平成 31 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、執行部のほうの説明を求めます。

今本水道事業管理者 予算書の 31 ページから御説明します。第 2 条の業務の予定量は、記載のとおりです。予算書第 3 条の収益的収支ですが、収入は合計で 2 億 9,524 万 3,000 円です。支出合計は 2 億 4,077 万 3,000 円で、結果、税処理後の単年度損益においては 5,270 万円余りの利益が生じる編成となっています。予算書第 4 条の資本的収支ですが、収入には病院会計からの貸付金償還金収入のみ、6,600 万円を計上しております。支出の建設改良費におきましては、工事は行わず、企業債償還金と合わせて支出合計は 2,595 万 1,000 円を計上しております。資本的収支の差引不足額の処理は、第 4 条本文のとおりです。ほか詳細は、次長から説明させますので、よろしくお願い致します。

原田水道局次長兼総務課長 管理者の概要説明に続いて予算書 32 ページを説明いたします。第 5 条予算は、支出費目の流用可能項目、第 6 条予算は、職員給与費等の流用禁止経費。第 7 条予算は、一般会計からの繰入金で、これらは予算書への記載が法定で義務付けられているものです。それでは、予算の内容について、水道事業会計と同じ手順で御説明をさせていただきます。まず、収益的収支につきましては、予算書 49 ページ、資料は 2 ページを御覧ください。まず、収入の給水収益は、契約水量を日量 500 立法メートル減量するため、減額しております。営業外の長期前受金戻入は、上水と同じく非現金性の収入です。収入合計は、前年度当初比較で 192 万 1,000 円減の合計 2 億 9,524 万 3,000 円となります。続きまして支出の部ですが、人件費、動力費、負担金、資産減耗費を増額しております。人件費の詳細は予

算書 38 ページ以降の給与費明細書をお読み取りをお願いします。  
結果、支出合計は前年度当初に比べ 952 万 5,000 円増の 2 億 4,077 万 3,000 円となります。資本的収支については、予算書 52 ページを御覧ください。資本的収入は、病院会計からの貸付金償還金のみです。支出の部は、工事はなく、営業設備費と企業債償還金のみで、支出総額は 2,595 万 1,000 円を予定しております。予算書 45 ページ予定損益計算書を御覧ください。下から 3 行目では当年度純利益 5,270 万 5,000 円が生じる予定です。前年度の予定損益計算書は予算書 41 ページに添付しておりますので、比較参照ください。予算書 47 ページの予定貸借対照表では、当年度未処分利益剰余金に注記④を加えて、非現金性利益を明示しております。企業債は平成 19 年度以降借入を行わず、償還のみを行っておりますので順調に減少し、期末残高は 1 億 4,003 万 6,000 円となります。予算書 37 ページのキャッシュフロー計算書を御覧ください。下から 3 行目のとおり、期末の手元資金は病院からの償還を含め、1 億円程度の現金が増加する予定です。以上が平成 31 年度の工業水道事業会計予算の説明となります。御審議の程よろしくお願いたします。

中村博行委員長 それでは、説明が終わりましたので、まず同様に進めたいと思います。31、32 ページ、全体的な予算ですが。

河崎平男委員 この水道会計予算、工業用水道事業の予算書について、昨年と比較して何か特徴があるんですか。

原田水道局次長兼総務課長 このたび、まず収入の面では料金収入のもとになります配水量、これが 1 日当たりですけど 500 立方メートル減少しております。今までは、山陽小野田市水道局が供給できます工業用水量につきましては、1 日 2 万 4,700 立方メートルの能力があったわけなんですけど、初めて未売水ができたという形になります。これにつきましては、いろいろ工業用水を御使用されている使用者のほうの御都合でござ

いますので、水道局としては非常に残念ではございますが、これについては致し方ないかなというふうに思っております。また、4条予算の関係なんですけど、平成30年度補正予算でも御説明させていただきましたけど、31年度に予定しておりました工業水道事業の――失礼いたしました、工業用水の管路の工事なんですけど、これを30年度に前倒しでやってしまいましたので、31年度についてはそういった管路の工事がなくなってしまったということで、4条の支出は実質的にはなくなってしまったような形になっております。これについては、そうは言っても、施設全体の老朽化の問題もありますので、改めて次年度以降、また計画を練り直しまして、計画的な施設更新というのも考えていきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 今後もそういった形で減る可能性というのはあるんじゃないかと思うんですけども、どういうふうに見ておってですか。

原田水道局次長兼総務課長 当市の場合、市内3か所の事業所に工業用水を給水しております。実は、山陽小野田市内の工業用水につきましては、山陽小野田市がやっております工業水道事業と、もう一つ、山口県企業局がやっておられます工業用水事業の2種類がございます。もともと、この旧小野田の地区の中で工業水道事業というのを旧小野田市が最初に始めております。このときに、給水をしておったのが現在の3者でございます。その後、工業水道事業については、需要が出てきたわけなんですけど、そのときは山口県企業局というのが後にできまして、それが厚東川ダム、それから丸山ダムの水を工業水道事業として販売されるようになりました。その関係もありまして、当時の小野田市と県の企業局というのは、それぞれすみ分けをするというような形になりまして、山陽小野田市のほうは既存の3者、当然、それ以上、販売するための水も持っていなかったというのもありましたので、現状のまま、こう来たわけなんですけど、それ以外の企業につきましては、逆にその県の企業局のほうを市としても紹介をいたしまして、そちらのほうの工業水道のほ

うを利用していただいていたという形でございます。そのため、このたび未売水ができて、こういった過去の経緯からいたしまして、水道局がほかの企業に積極的に水を販売するというのはなかなか難しい状況がございまして、もし、今後、そういった形で使用者の方が、それほど今、工業用水必要ないんだと言われた場合には、今後未売水が増えていくというような状況になる可能性は非常に高いというふうに考えております。

岡山明副委員長　ちょっと参考に聞きたいんですけど、小野田の工業用水が885万立方メートルという形だと、これはちなみに宇部市のほうの工業用水というのは、大体幾らぐらいの量で、これ分かりますか。

原田水道局次長兼総務課長　私も県の企業局のほうはあまり詳しく分かっておりませんで、大変申し訳ございません。それと、工業用水事業を市でやっているところは県内でも少ない状態で、今、私が知っている限りでは、隣の下関市、それから下松市、岩国市、そういったところだけが市として工業用水を持っているというところでございます。宇部市のほうはございません。

藤岡修美委員　3者ということなんですけど、一律減るのか、それとも特定の企業さんが企業努力で減らされたのか、何かその辺が差し支えない範囲で聞けたらなと思います。

原田水道局次長兼総務課長　このたびは、田辺三菱製薬工場さんでございます。いろいろ会社の方針等によりまして、500立方メートル、日用ですけど、減量されるというお話でございました。

中村博行委員長　それでは49ページから明細のほうでいきましょう。49ページ、49、50、51まで。収益的収支のほうの収入、どこからでもいいですが。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ次にいきます。それでは、52ページの資本的収支のほうで。（「なし」と呼ぶ者あり）総施

設費が廃目とありますけども、これはどういうふうなことですか。

原田水道局次長兼総務課長 先ほど申しましたとおり、31年度予定事業で予定しておりました工業用水の送水管を30年度のほうに前倒した関係で、このたび、この費目そのものがなくなつたということで、費目を廃目という形でございます。

中村博行委員長 はい、分かりました。それでは、一つずついきましょうか。37ページ、キャッシュフロー。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ38、39、40ページの給与費等関係。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次に45ページ、損益計算書から。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですね。それでは47、48ページ。貸借対照表。留保金が6億3,000万円、負債が1億4,000円ということで。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ全般で見てください。全般で質疑がある方はお願いします。

奥良秀委員 52ページの要は資本的収支明細書の収入の中の要は病院会計からの償還金の6,600万円なんですが、残がどのくらいあるか、お答えください。

岡水道局総務課課長補佐 予算書47ページ。ちょっと分かりにくいんですけども、1の(3) 当市、その他資産、長期貸付金というのがございますが、こちらのほうが1億3,200万円、これが病院への貸付け残でございます。

奥良秀委員 ということは、あとは32年度、33年度で完済ということですね。

岡水道局総務課課長補佐 さようでございます。

中村博行委員長 それでは、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ



では質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
討論もないようですので採決に移ります。議案第21号平成31年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第21号は可決すべきものと決しました。続けてまいります。審査番号3番、議案第38号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

原田水道局次長兼総務課長 それでは、議案第38号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。この議案は、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、水道料金及び加入金について所要の改正を行うものです。議案第38号参考資料1頁の新旧対照表を御覧ください。第29条第2項第1号及び第2項は、それぞれの水道料金を、新税率10%の税込み表示に改正したものです。次に2ページを御覧ください。加入金の金額を、新税率10%の税込み表示に改正したものです。次に3ページでは、別表（第29条関係）の水道料金表について、各基本料金及び各従量料金を、新税率10%の税込み表示に改正したものです。次に議案に戻りまして、2枚目下段の附則を御覧ください。併せて、委員会資料「消費税法改正に伴う水道料金改正の経過措置イメージ」を御覧ください。附則第1項の施行期日ですが、消費税の税率変更となる平成31年10月1日から施行いたします。それにより、委員会資料の⑤や⑥に記載のとおり、施行日以降に使用した場合の水道料金は改正後の新税率による水道料金となります。附則第2項は「水道料金に関する経過措置」です。平成31年10月1日の施行日以前から継続して給水契約のある場合に、10月31日までに料金が確定する場合は、委員会資料②のとおり旧税率を適用します。次に、使用期間が2か月を

超えない場合の初回の料金は、委員会資料①や③に記載のとおり旧税率を適用します。また、附則第3項も「水道料金に関する経過措置」となります。使用期間が2か月を超える場合の初回の料金は、2か月を超えた期間が1日であっても、全体の使用水量から算出した税抜金額を旧税率分3分の2と新税率分3分の1として算出した合計額となります。これについては委員会資料の④に記載のとおりとなります。附則第4項も「加入金に関する経過措置」となります。施行日以前に給水装置の新設又は改造工事の申込みをし、施行日後に納入となる場合は、旧税率を適用するものです。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

河崎平男委員 この給水条例の改正で、水道料金、一般家庭でどのくらいの影響額が生じるんですか。

伊藤水道局業務課長 本年の10月1日からの改正になりますので、その1%、半分、それまでは8%で、それが10月1日から10%になりますので、金額的に言いますと、ですからその2%分が上がるという、金額的に言うと、ちょっと割り戻してみます。待ってください、計算してよろしいですか。ちょっとお待ちください。済みません。大体3,000万円ぐらい、半年間で上がる予定になっております。（「個別にすると」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 制度加入の関係で、3,000万円増えるということやね。

伊藤水道局業務課長 そうです。消費税だけでそのぐらいです。

河崎平男委員 戸数はなんぼあるん。

伊藤水道局業務課長 戸数的に言いますと、影響を受ける件数は約2万8,000

0件ぐらいが、13ミリと20ミリで約2万8,000件ぐらいになると  
思います。半年間で1万ちょっとぐらいの金額になると思います。（発  
言する者あり）1万じゃない、1,000円です。済みません、1桁違っ  
ておりました。1,000円ぐらいの上昇があると思います。

中村博行委員長 単純に3,000万円を3万で割ればええんやね。了解です。  
大体1,000円くらいということね、戸別では。ほかにありますか。い  
ろいろなケースで、今、資料で説明していただいたので、これをよく読  
みとれば分かると思うんですが、なかなかややこしいということであり  
ますが。（発言する者あり）4番は2か月を超えた分についてだけ。2  
か月を超えた分という意味です。

岡山明副委員長 ちょっと済みません、資料をもらった別紙のほうなんですけ  
ど、この3番と4番、ちょっと検針日は9月10日なんですけど、定例  
検針日が10日と11日で分かれているんですけど、それでその金額が  
違っているという、検針日が違つとるとするのは、これ10日が2か月。  
決まっちゃうんじゃないですか。④というのはあっちゃいけんのやない  
ですか。

伊藤水道局業務課長 副委員長のおっしゃるとおりに、1日違って随分金額が  
変わってまいりますので、そのようにならないように一応2か月以内に検針  
はするようにやっております。ですから、今回の部分もこの④について  
は、まずないような形で対応するようにしております。それから、済み  
ません。ちょっと私、先ほど1,000円と申しあげましたけど、済みま  
せんでした。計算が違っておりました。二、三百円ぐらいしか上がらな  
いというぐらいでした。申しわけございませんでした。半年と言いまし  
ても実際には2期分になるんです。これ見ていただきますと、実際の継  
続契約になりますので、11月までの契約4期分と言う形になりますの  
で、残り2期分だけが値上げの期間という形になります。ですから、そ  
れでいきますと1期分大体130円ぐらいで、2期で260円、300

円弱というぐらいの上昇ということで御理解いただければと思います。  
申し訳ありませんでした。

中村博行委員長 よく分かりました。検針日が、昨日家でも開いたら、検針日が1日ぐらい違うケースがあるわけで、今回はそうはやっちゃいかんですね。できるだけよろしく願っています。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、質疑を打ち切り、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんので、採決に移ります。それでは、議案第38号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第38号は可決すべきものと決しました。続いて、39号にまいります。審査番号4番、議案第39号山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

原田水道局次長兼総務課長 それでは、議案第39号山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。この議案は、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、工業用水道料金等について所要の改正を行うものです。改正条例第1条は、工業用水の使用人名の変更です。日産化学工業株式会社小野田工場から日産化学株式会社小野田工場への変更となります。また、社名変更は昨年10月1日にされたので、条例を出来るだけ早期に改正する必要がありますので、施行は公布の日からとしております。改正条例第2条は、別表（第11条関係）の従量料金を、新税率10%の税込み表示に改正したものです。以上、御審議のほど、よろしく願います。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）

中村博行委員長 それでは、質疑がありませんので、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんので、採決に移ります。議案第39号山陽小野田市工業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第39号は可決すべきものと決しました。引き続いてまいります。続けて、審査番号の5番、議案第40号山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

原田水道局次長兼総務課長 それでは、議案第40号山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。議案の裏面の新旧対照表を御覧ください。第3条第1項第8号中「又は水道環境」を削るという内容であります。第3条第1項第8号で規定しています技術士法第4条第1項では、技術士試験の種類が規定されており、その試験の詳細を規定している技術士法施行規則において、第二次試験の選択項目内容を平成31年4月1日から変更することから、水道法施行規則においても布設工事監督者の資格要件内容を平成31年4月1日から変更するものです。これに伴い、山陽小野田市水道局の布設工事監督者の資格要件が、水道法施行規則に基づいて定めております関係上、同様の改正を行います。次に、附則第1項の施行期日ですが、改正水道法施行規則が施行される平成31年4月1日と同日としております。附則第2項の経過措置は、施行日以前に資格試験に合格した者について適用するもので、当時に水道環境を選択していた場合には、上水道及び工業用水道を選択したものとみなすもの

であります。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。規則に準じて改正ということですので、よろしいですね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じ、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので、採決に移ります。議案第40号山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第40号は可決すべきものと決しました。以上で、水道局関係の審査は全て終了をいたしました。——水道局のほうから広域化、ちょっと忘れておりました。水道広域化についての説明がありますので、それをまずやっていただこうと思います。

今本水道事業管理者 それでは、ちょっとお時間をいただきまして、宇部市との広域化の検討条件について、御報告させていただきたいと思えます。宇部市と山陽小野田市は、平成27年6月から両市の広域の職員で構成しました検討委員会、幹事会及び専門部会で、両市の水道事業の広域化について検討を続けております。本年2月19日に検討委員会の第7回会議を開催しました。その検討状況、方針などについて、担当のほうから報告させていただきます。

原田水道局次長兼総務課長 それでは、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化の検討状況について、御報告いたします。お手元にお配りしています資料「宇部市・山陽小野田市水道事業広域化、検討状況（H31.2.19現在）」を御覧ください。主な課題の方針案について御説明します。初めに、1. 広域化の形態についてです。これまでは、経営の一体化に

よる広域化として、つまり水道事業認可、水道料金、財務会計などの事務事業や制度など、宇部市と山陽小野田市で別々に管理する形態で、まずは一緒になり、その後、事業統合、つまり水道事業認可、水道料金、財務会計などの事務事業や制度など全てを統合する形態に向けて調整していくこととしていましたが、このたびの検討委員会第7回会議によって最初から事業統合を目指すこととしました。その理由としましては、一般的には、事業統合は、水道事業認可、水道料金、財務会計などの事務事業や制度など全てを統合するとされていましたが、他都市の事例など調査する中で、事業統合の場合においても水道料金など統合までに経過措置期間を設定することが可能であること、また、浄水場再編など広域水道整備を進めるための水道事業認可申請の手続きが一回で可能ということが分かってきました。そうすることで、市民の皆さんへの激変緩和や実務の負担軽減ができるという効果が得られるということが判明したことによります。ただし、完全な統合までの取組としては、宇部市と山陽小野田市の財政状況や施設の状態の隔たりを解消し、一定水準とする必要があります。財政状況では、企業債残高対給水収益比率、内部留保資金残高など、また、施設の状態では、アセットマネジメントなどを比較し、目標値を定め、両事業が一定水準となった時点で水道料金など統合していくこととしました。なお、どの指標にするか、指標の目標値などについては、今後、調整していくこととしています。次に、2. 一部事務組合で所管できない事業についてです。本市と宇部市の2市で水道事業を処理する一部事務組合を設置することとしています。この場合、水道事業以外の事務を一部事務組合で所管することはできないとされていますが、本市の工業用水道事業については、県等の見解では、一部事務組合で所管可能と回答を得ておりますが、これについては、今後で内部で協議をしていくものとします。また、本市の簡易水道事業については、上水道事業に統合することを関係部署と協議中です。また、宇部市の下水道事業については、宇部市の市長部局に移管するとのこと。これについては、これまでと変更はありません。次に、3. 厚東川水系の浄水場再編計画についてです。この浄水場再編計画については、なか

なか方針が決まりませんでした。専門部会において協議した案を先日の検討委員会第7回会議で承認しました。厚東川水系にあります宇部市の広瀬浄水場、中山浄水場と本市の高天原浄水場の三つの浄水場を、最終的に現在の広瀬浄水場に浄水機能を集約し、それまでに、高天原浄水場、中山浄水場及び広瀬1系、広瀬2系の順に段階的に廃止する、というものです。なお、詳細な計画については、引き続き協議します。次に、4. 広域化のスケジュールについてです。先に御説明しました1. 広域化の形態において、経営の一体化から事業統合に見直したことから、引き続き協議を進めてまいります。できる限り早い時期に広域化を実現したいと考えています。以上、簡単ではありますが、報告させていただきます。

中村博行委員長 ありがとうございます。途中経過ということではありますが、これについて質問のある方、聞いてください。

河崎平男委員 この広域化のスケジュールが出ておりますが、ロードマップと  
いうか、いつ頃までにどのようにするかというようなことは、内部では  
決められていないんですか。

原田水道局次長兼総務課長 これまで協議を進める中で、スケジュールについては一定のロードマップというのは、両市の中であつたわけなんです。これによりますと、大体2年から3年後ぐらいをめどに行っていきたいということでした。ただ、この前の検討委員会の中で広域化の形態を最初から事業統合していこうということで、これによるメリットとしては、先ほど申しましたとおり、そういった手続等が一度で済むと。当然これの手続に掛かる手間、それから、それを作成するために業務委託等に出す費用というものが、2回掛かるものが一度で済むということで、期間や費用の削減、そういったものにつながりますので、全体としては経費の削減等にもつながるといふことでもあります。ただ、それに伴って将来的な事業計画、それから財政計画等、かなり厚生労働省の認可を得るた



めにはしっかりしたものを作らないといけないということになりますので、それについての協議は逆に少し時間が掛かる可能性があるということで、この2年から3年という今のロードマップがもう少し見直しをされる場合もあるのではないかなというふうに考えております。

奥良秀委員 事業統合ということで、これは100%事業統合できるという方向性なんですか。それとも、今すり合わせをして、もしかしたら途中で御破算という話になるんでしょうか。どちらでしょうか。

原田水道局次長兼総務課長 これは方向性が決まったということでありまして、事業統合しますというわけではないということで、今後まだ協議は続いていくわけでございます。いろいろ総論賛成、各論でいろいろあるということはありますので、最終的にはまだどうなるかは、100%広域化できるということは言えないというのがあります。

奥良秀委員 ということは、見方によっては値上げを例えばすぐやるのではなくて、こういうふうな案があるから先延ばしにして、もしかしたらできませんでしたという流れになる可能性もあるということによろしいですかね。

原田水道局次長兼総務課長 できましたらこの広域化というのも、こういった行財政改革の一つの取組であります。総トータルで見ましたら、メリットが必ずあるというふうに考えておりますので、本来は、今、国のほうも水道法改正しまして、これを積極的に推進をしていく形になってきておりますので、取り組んでいくべきだというふうに思っております。ただ、あくまでも、この広域化できる、できないというのは結果論でございますので、必ずできます、場合によっては、できない場合もあるということはあるとは思いますが。

今本水道事業管理者 今話がありました改正水道法にも、基盤強化のために広

域化というのは推進しなさいということは出ておりました、宇部と山陽小野田ももう4年近くこの協議を進めておるわけです。だから、これを御破算にするというのは考えたくはないです。気持ちとして、両市の間でこれがなくなるかもしれないという気持ちでやると、なかなかまとまらないと僕は思います。ですから、必ずなし遂げるんだという気持ちでこの協議を進めるということで取り組んでいきたいと思っております。

奥良秀委員 私のほうのも、できることであればこういうふうに広域化をしていただきたいと。私が何が言いたいかというと、今、人口減少や節水等で水の使用量も減ってきていますし収入も減ってきています。これが仮に今からずっと計画をしていって、だめでしたよといった場合には、人口も間違いなく、今はなるべく減らすのを少なくしようとしていますが、減っているんだろうなど。そういった中で今度は1人当たりの補助する費用というのが、間違いなく増えていくんですよね。要は後世に負の遺産を残していくようになりますので、その辺は早急に決めていただかないと、後々の要は子供や孫にとってマイナス部分が残りますので、その辺はきちんと委員会のほうにも随時報告していただいて、私たちもこの水道料金というのは間違いなく議会報告会等でもかなりいろいろお話しする機会があると思いますので、やはりきちんとした対応をしていかないと、私たちも駄目ですし、水道局のほうも何をしているんだという話になりますので、この辺は要望としてよろしくお願いします。

今本水道事業管理者 今議員さん言われたように、この水道の問題は時間がたてばたつほど人口も減ってくるし、料金収入もいかない、なおかつ工事もしなきゃいけないという状況の中で、時間が掛かるほど状況が悪くなってくるという認識は、水道局職員誰しものが持つておるところでございます。そういったことも含めて、ぜひこの広域化をペースを速めて進めていきたいという気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

岡山明副委員長 状況もよく分かっており、前回の料金改定の分で話もありま

したのでそういう状況で。前へ進めるという方向で、まずは上水道というか、浄水場が四つあるんですけど、この一つにまとめるという状況の中で、話が進む状況の中で、地元の山陽小野田市のそういう浄水場の統廃合というたらおかしいけど、将来に向かっての取組というのは話と同時に同時進行するかどうか、それもバックできんという、水源が一つになると、上水道が一つになると、なかなか止めるにも進めるにめにも、山陽小野田市としては先に一步進んでいますと、浄水場の3つの廃止という方向性を今進めているという先走りと、ちょっと大変申し訳ないんですけど、そういう形で宇部の広域に対しての先陣を切っていくというそういう方向性はいかがなものかと思うんですけど、それは考えられんですか、難しいですか。

今本水道事業管理者　ちょっと私も勘違いしてお答えになるか分かりませんが、この浄水場の再編につきましては、広域化が決定をして数十年掛けて3つある浄水場を1つに集約していこうということでございます。ですから、広域化が決定をした後に、1つずつ潰していって、水道管をつなげていって両市が共有していこうという取組を行っているということでございます。ですから、広域化が決まらないと、この浄水場の再編並びに水道管の整備というのも、そういったのもまだ進んでいかないということになります。

中村博行委員長　当時言われていた三つの難しい条件の一つが改善に向かっているというふうに判断してよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

矢田委員外議員　大変厳しい状況わかります。お尋ねしたいんですけど、この事業統合後に民営化という問題が今出てきておるんですけど、そういったことを含めて視野に入れて対応していくのか、あるいは、事業統合した後にそういった民営化の問題も含めて検討していくのか。そういうことを少し考えておられますか。

今本水道事業管理者 今、議員さんおっしゃったのは、民営化のコンセッションのことだと思うんですが、コンセッション方式が今回改正水道法の中でうたわれて、所有はするけども運営権を渡そうということでございますけども、これは全国的に見ても、いろんな県議会、それから市町村でも反対の意見というのは多く出ておりますし、少なくとも山陽小野田市、私のほうとしては、そういうコンセッションというのは今のところ全く考えておりませんし、また、民間の事業者も飛びつかないというか、受けるところがないだろうというふうな判断をいたしております。これは広域化後、両市が一緒になったときに、その管理者なり責任者がどういうふうに考えられるかということだろうと思いますが、宇部市、山陽小野田市の規模でコンセッションというのは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに考えておりますので、個々の業務的な民間に委託をして、今検針だとかそういったものはございますけども、コンセッション方式による運営権を渡して事業を運営していこうということについては、全く今のところ考えございません。

中村博行委員長 マスコミ等々でも、そのリスクというのが大きいということで、否定的だという意見が結構多いというふうには聞いていますので、そういう点については、今後また進んでいく中でいろいろ広域化の協議の内容について、その都度お知らせを願いたいというふうには思います。

岡山明副委員長 ちょっと最後にお聞きしたいんですけども、そういう国の承認も要するという状況なんですけど、年スケジュールというたらおかしいんですけど、例えばあと5年後ぐらいには国の認可を得て、10年後にはそういう最終的には平成30年ごろにはそういう1つの浄水場が統一されるような形というか、そういう市民にとって統合が具体的な形で進めるという一つの担保はないけれど、そういう年スケジュールというか、その辺がある程度見えているかなと思っているんで、その辺どうですか。

今本水道事業管理者 先ほどもちょっと申し上げましたけども、この浄水場の

再編についても、数十年間を見越しての浄水場の再編です。今決まったのは、順序として大まかな方針として、こういう順番で行きましょうと。これがなかなか決まらなかったんですけども、これがようやく方向性が決まったということで、また何十年先ということになると、人口の問題とか、どういった水の需要があるとか、いろんな要素が出てまいりますので、現在、何年後にこうなる、十何年後にこうなるということは、具体的な年数というのは、ちょっとなかなか示しづらいというのが現状でございます。

中村博行委員長 肅々とやっていただきたいというふうには思います。ほかにはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、水道関係全て終了したいと思います。それでは、午後は小型自動車のほうの審査に入りますので、午前の審査をこれで終えて、休憩に入ります。それでは、午後1時から開会をしますのでよろしくお願いいたします。それでは、休憩。

---

午前11時48分休憩

---

---

午後1時再開

---

中村博行委員長 それでは午前に引続き午後の委員会を始めます。審査番号7番議案第18号平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算についての説明を求めます。

上田公営競技事務所長 議案第18号平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について説明いたします。2ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算総額をそれぞれ103億6,395万6,000円とし、第2条では、前年度と同額の、一時借入金の最高額を30億円としております。次に、事項別明細書で説明します。まず、歳入の詳細について、御説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。

さい。1款1項1目1節入場料収入360万円は、特別席入場料収入です。2目1節勝車投票券発売収入98億6,592万7,000円は、返還金の1億614万4,000円を含んだ通常の本場開催での発売額に重勝式の発売額を含んだ額です。3目勝車投票券発売副収入は、前年度と同額を計上しています。1節勝車投票券発売事故収入20万円、2節勝車投票券払戻買戻事故収入5万円、3節勝車投票券払戻時効収入1,000万円、4節勝車投票券買戻時効収入20万円です。4目入場券発売副収入、1節入場券発売事故収入は、1,000円です。次に1款2項1目1節雑入4億2,923万9,000円について説明します。オートレース活性化推進事業助成金600万円は、本場の売上向上対策事業及びグレードレースの払戻率可変化に係る広報費用に対する助成金です。雑入は106万円計上しております。主なものは、場外場の川口場従事員の健康保険料印紙代の個人負担分100万円になります。また、場外発売事務協力収入を4億717万9,000円計上しており、これは場間場外発売予定の357営業日について、場外発売を行った節の売上合計金額にあらかじめ定めた率を乗じて得た金額を合計したものです。選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円は、年度当初に貸付金として支出したものを、年度末に返戻精算するものです。次に12ページ、13ページを御覧ください。1款3項1目1節土地建物貸付収入449万6,000円です。土地貸付収入として1万5,000円、建物貸付収入の448万1,000円です。2目1節利子及び配当金は、2万3,000円で、小型自動車競走事業財政調整基金預金利子を4,000円、小型自動車競走場施設改善基金預金利子を1万9,000円計上しております。2款1項1目1節山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金については、スタンド棟等の基本設計・実施設計委託料に充当するため5,021万円計上しております。3款1項1目市預金利子は、1万円計上しております。次に、歳出の詳細について、御説明いたします。14ページ、15ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費7,759万8,000円は、一般管理業務に要する費用で、2節給料1,599万2,000円は職員4人分の給料です。3節職員手当等は、909

万3,000円、4節共済費は、535万3,000円です。9節旅費180万円と10節交際費10万円、それから14節使用料及び賃借料21万1,000円のうち、通行料を4万3,000円計上しています。機械器具借上料16万8,000円は、公用車のリース料です。19節負担金、補助及び交付金は、職員福祉費2万4,000円、25節積立金4,502万5,000円で、小型自動車競走事業財政調整基金積立金は、利子分5,000円を、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金は、4,502万円を計上しております。なお、この財源は、利子分と重勝式の収益によるものです。次に、16ページ、17ページを御覧ください。1款2項1目事業費27億1,294万8,000円について説明します。3節職員手当等338万9,000円、4節共済費525万円、7節賃金4,230万円は、本場開催に伴う受託場外場の発売に係る費用です。11節需用費は17万円で、12節役務費2,241万9,000円のうち、保険料33万2,000円は、昇降機賠償責任保険料、車両・建物共済保険料です。ほかに競走車運搬費を1,747万8,000円計上し、銀行業務手数料は、本場分の現金取扱手数料として459万9,000円計上しています。次に、13節委託料14億2,290万円のうち、設備保守委託料は、自家用電気工作物保安管理業務委託料で100万2,000円、発売業務委託料は、重勝式発売に係る日本写真判定㈱に支払う委託料で2億447万3,000円、包括的民間委託料は、日本写真判定㈱との契約により、6億2,000万円を計上しております。場外発売運営委託料1億5,076万6,000円は、平成28年2月19日に開設したオートレース宇部と同年12月9日に開設したオートレース笠岡に対する運営委託料です。選手宿泊管理委託料は2,803万1,000円計上しております。競走会業務委託料2億783万3,000円は主に西日本小型自動車競走会への業務委託料です。電話投票業務委託料は、3,591万2,000円です。インターネット投票業務委託料1億7,488万3,000円は、民間ポータル会社3社にインターネットでの車券発売を委託することによる業務委託料です。14節使用料及び賃借料1億1,813万3,000

円は、リース料の支払いなどです。リース料の支払いについては、平成25年度に各年度平準化し、JKA交付金猶予分の支払いがある平成28年度と29年度については、半分の額で調整いたしましたが、平成29年度をもってJKA交付金猶予分の支払いが完了したため、このリース料につきましては、平成30年度からは、本来の支払額となっております。19節負担金、補助及び交付金10億9,578万6,000円のうち、選手参加旅費は2,400万円を計上しています。また、選手共済会分担金を1,233万8,000円計上しています。電話投票センター運用経費負担金は、5,659万2,000円計上しております。JKA交付金1億8,865万円は、通常開催による交付額に重勝式による交付額を含めた額です。開催場負担金は、重勝式発売の売上げの率による開催場に対する負担金1,197万7,000円です。次に、18ページ、19ページを御覧ください。特別拠出金は、これも重勝式発売の売上げの率による全国小型自動車競走施行者協議会に対する拠出金1億6,187万4,000円です。場外発売事務協力費は6億3,419万3,000円です。山口県暴力追放運動推進センター賛助金は30万円を計上しています。公営競技納付金1万円は前年度と同額を計上しています。全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、585万円計上しております。電気料金負担金は、2,000円計上しています。22節補償、補填及び賠償金60万1,000円は補填金を、また27節公課費200万円は、消費税及び地方消費税を計上しています。2目賞典費は、8節報償費で、選手賞金5億2,104万4,000円を計上しています。3目勝車投票券払戻金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金は、重勝式の関係も含む68億3,350万円です。4目勝車投票券返還金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券返還金は1億614万4,000円で、重勝式の関係も含む額です。5目公営競技対策費、21節貸付金、選手会部品庫会計貸付金1,500万円は前年度と同額の計上です。次に20ページ21ページを御覧ください。6目施設改善費6,521万円は、13節委託料で、スタンド棟等の基本設計・実施設計委託料として5,021万円計上しております。また、



15節工事請負費で、市の公共施設の修繕や改修を行う地域公益事業として1,500万円を計上しています。2款1項1目利子23節償還金、利子及び割引料30万円は、場外発売に伴う払戻準備金などの他場の資金の一時借入金利子を計上しています。3款1項1目予備費として、3,221万2,000円を計上しております。以上、歳入、歳出それぞれ103億6,395万6,000円を計上しております。次に、資料の説明をいたします。資料を開いて1ページを御覧ください。平成31年度の本場開催レースの日程ですが、前年度平成30年度の開催日数と同じ48日となっています。特色としては、飯塚場が7月から9月にかけて走路改修を実施することから、例年3月に開催しております、本市の最もビッグレースである特別GI共同通信社杯プレミアムカップを9月に開催いたします。なお平成32年度以降は、例年どおり3月の開催に向け、各施行者並びにJKAに調整をお願いしております。また、これも飯塚場の走路改修の関係で7月から9月に普通開催が4節、13日と集中しております。GIレースは、4月の平成チャンピオンカップと12月のスピード王決定戦です。休日開催においては、レース自体の企画や多彩なイベント等の工夫によって、入場者増並びに売上増が見込まれると考えております。また、先ほど御説明いたしました9月での特別GIプレミアムカップにおいても、初日土曜日・2日目日曜日・3日目祝日の3日間の休日を含む開催となりますので、これらも売上増に大きくつながると考えております。こうした日程調整は、JKAや他の施行場との度重なる協議によるものであり、今後、更に連携を深めて、業界全体での活性化に取り組んでまいります。また、競輪場外場のサテライトにおける発売箇所拡充においては、平成24年度では2か所であったものが、平成30年度当初は、全部で28か所まで増加し、現在は、更に3か所増え、全国で31か所になっています。こうしたサテライト場での販路の拡大についても、業界全体の取組として、今後も更に進めてまいります。場間場外発売レースの開催日数は、309日となりますが、併売の日数が56日ありますので、場外受けの日数としては365日となります。したがって、3の総営業日の日数は、2の場外発売30

9日と本場の48日を加えて、357日となります。次に、重勝単勝式、当たるんですの開催ですが、平成30年度の見込みを踏まえて、ミニの500円は本場で101回、場外時に675回の成立、メガの3,500円は8回の成立で予算を計上しております。合計で17億393万6,000円となり、1の本場開催の売上額80億5,584万7,000円に、返還金1億614万4,000円を加えた、合計98億6,592万7,000千円が、予算書にお示しした勝車投票券発売収入となります。次に資料2ページを御覧ください。開催に係る収支の歳入については、勝車投票券返還金1億円含む勝車投票券発売収入81億5,584万7,000円、場外発売協力収入4億717万9,000円などの①歳入合計86億364万3,000円になります。歳出については、勝車投票券払戻金、JKA交付金などの②義務的経費58億1,593万8,000円、競走会業務委託料、場外発売事務協力費、選手賞金などの③開催経費21億4,576万3,000円で、⑤の包括的民間委託料は、日本写真判定㈱との契約により、6億2,000万円となっています。市への収益保証は、下の開催外に係る収支の⑦の括弧書きで示していますが、6,000万円となっております。その開催外に係る収支としては、施設改善基金の繰入は、小型自動車競走場スタンド棟等整備事業である基本設計・実施設計委託料へ充当する額5,021万円の予算としています。次に、その下の重勝式に係る収支ですが、さきほど説明したとおり、⑩で歳入の勝車投票券発売収入は、返還金含めての17億1,008万円万なり、それに係る歳出として、⑪で勝車投票券払戻金11億9,275万6,000円、JKA交付金1,346万6,000円、発売業務委託料2億447万3,000円、開催場負担金1,197万7,000円、特別拠出金1億6,187万4,000円などの支出があり、また、施設改善基金へ4,500万円の積立を行い、それに伴う収益が、予算上として7,439万円となっています。小型会計歳入歳出の全体の収支として、3,221万2,000円となり、リース料の支払い7,671万3,000円の債務解消を含めた、2つの債務解消額は、1億892万5,000円となります。最後になります

が、資料3ページ、4ページを御覧ください。平成29年度の全場の売上状況と、今年度平成30年度の2月までの全場の状況であります。山陽場としては、今月の21日（祝・木）から始まります特別GIプレミアムカップの売上げによりますが、今のところ約13億円を確保できれば、重勝式及びミッドナイト試行開催の売上げを含め年間合計約94億円から95億円に近い売上げになると見込んでおります。

中村博行委員長　ざっと流して説明していただきましたので、まずは予算書のほうから審査に入りましょう。予算書を追っていきます。2、3ページはいいですか。総括的なものです。4ページが歳出の総括ですが、7ページありますか。

河崎平男委員　歳入歳出予算書の明細書がありますが、30年度と比較して31年度の特徴はどんなところですか。

上田公営競技事務所長　大きな特徴としては一言で言えば、48日の本場開催の売上額はほぼ同じ85億円台になっております。重勝式の部分が新年度予算では、1億5,000万円でした。その後、増額補正を去年12月にしましたが、今回は新重勝式が17億円ということで新重勝式に関わる発売収入というのが大きく加わったことで大きな特徴としては、それが一番大きいというふうに捉えております。

河崎平男委員　新重勝式の発売収入が大きい、特徴があるということ理解してもいいですね。

中村博行委員長　それでは次のページにいきましょう。歳出の部分。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは歳入からいしましょう。10ページから。10、11ページで何かありますか。

河崎平男委員　車券売上げというか事業収入の配分比率というか、例えば法律

で決まっている払戻金は70%にせんといけん。それから、開催経費、選手賞金に何%、交付金に何%、それから、施行者の収益がなんぼとか配分比率はわかりますか。

上田公営競技事務所長 主に払戻金というのは70%ということで、小型自動車競走法で定められたものでありますし、今回は歳入しか出ておりませんが、資料の2でいきますとJKA交付金、1号、2号、3号とありますが、法律に基づく計算式に基づく額であります。この辺も大体の率というのが出ておりますので、その辺について説明いたします。

大下公営競技事務所副所長 よろしく申し上げます。資料の2ページ。開催収支を表した部分なんですけども、一番上の開催収支の表でそれぞれ何%。例えば費用で占めていると申し上げますと、例えば、②の払戻金を①の本場開催発売金。これは返還金を1億含んでいますので81億5,584万7,000円から1億円を引いたのを分母にさせていただいて、払戻金は約70%。JKAの法定交付金については約2.2%です。③の選手にお支払いする賞金は約6.5%。歳出大部分を占めます③の開催経費の一番下のその他の開催経費。8億3,052万6,000円を80億5,584万7,000円で割ると10.3%。およそこうした数字になっております。

河崎平男委員 以前は大体配分比率が10%くらいの収益ということがあれば、これからすると収益保証が6,000万円で計算したらいいんですか。残りの30%で計算すると市の収益率は6,000万円で計算すればいいんですか。

上田公営競技事務所長 予算上は市の収益で言えば6,000万円になりますけどあくまでもこの6,000万円から市の職員の給料とか地域公益事業として、大体残る1000万から2,000万円程度が累積債務に解消される額に充当される額になります。まだ民間委託をしてない直営の

頃の考え方との包括的民間委託になってからはそういう考え方というのが変わってくると思いますが、先ほど河崎委員が指摘されたように交付金とか、私たちがいろいろシミュレーションしていく中で交付金は大体2.2%。その他は事務協力費もいろんな経費の節減とかいう部分で率は変わってきますけど、賞金も大きな開催のSGとかやればまた大きく変わってくると思いますけど、今ずっと特別G1は行っておりますので、それを続ける限りは大体これくらいの率。賞金は払戻金交付金とかは売上げに基づいて額が増えていきますけど、賞金は一緒なので、その辺で売上金が大きく変われば率は下がってくるというふうに考えております。

中村博行委員長 それでは予算書に戻ってもらって10、11ページ。資料ももらっていますので、それと合わせて見られたら分かると思います。12、13ページ。いいですか。

奥良秀委員 3項の財産収入1目の財産運用収入の比較が264万6,000円になっているんですが何か原因がありますか。

大下公営競技事務所副所長 これつきましては、主には今3団体場内に食堂が入っていらっしゃる。昨年の9月ですか。私たちも要綱に基づいて貸付収入をいただいていますけども、ここ数年売店を利用される方が非常に少ないということで家賃の減額をさせてほしいと。食堂が成り立っていないと、本場にしろ、場外にしろ、来られるお客さんに影響を多大に及ぼしますので建物貸付収入の減額措置を採らせていただきました。

中村博行委員長 14、15ページいきましょう。16、17ページ。

河崎平男委員 事業費の中で駐車場の利用ということで、埴生地域の生鮮食料品が買えない中で、駐車場を利用して問題解決にならないかということで、市としての考えはどのようになっているんですか。地域貢献として

市としてやらなくてはならないんじゃないですか。

古川副市長 このオートの地域貢献と言いますか、地域公益事業ということで本会議の中でも御説明いたしました。本来一般会計に繰入れるべきオートレース事業なんです。それができないということでその中で少しでも地域での貢献ということで公の施設なり福祉施設に少しでも還元という形で、こういうような制度を作っております。今、河崎議員さんが言われるのは、埴生地区のお医者さんがいないとか、あるスーパーが撤退したんで、その辺の対応というのは、オートでの対応ではなくて、駐車上も借り上げているところ。オート事業での対応ではなくて、産業建設常任委員会の中でそういうような地区に、有帆地区もそうですがスーパーもない地区もございますので、その辺は全体的に考える必要があると考えているところでございまして、先日、一般質問か何かの中で埴生地区のお医者さんがいないということも、福祉部長もいろんな医師会との協議とかということも投げ掛けておりましたが、オートでというのではなく市全体での問題で、取り上げるべきだろうと考えます。ちょっとここにはなじまない問題だと思います。産建のほうでもそのような商業施設のことは検討していただけたらと思います。

河崎平男委員 そういった中でこの民間の委託料とかある中で駐車場の利活用が問題にずっとなっておりますよね。そういった中で利活用する中では移動マーケットとか移動の医療出張診療所とかそういうものもできないかというような意見もたくさんあるんですよ。そういった中でやっぱり市としてそういうことは考えられないかということで、お尋ねしたんですよ。例えば中村売店と協力してあそこに移動マーケットを作るとか。そういうものもどうだろうかということで、ちょっと案として投げかけたわけです。要望です。

上田公営競技事務所長 今回の河崎委員が言われたようにいろんな地域への貢献ということも山陽オートで大事にしておりますので、大きい駐車場の第

5 駐車場は先ほど副市長が言いましたとおり、借地ということもあって目的の部分がちょっと慎重にならなければならないところもあるんですが、例えば上のほうの池辺りの駐車場はほぼ市の駐車場でありますので、そういったところで、何かできるのかなど。本場開催の多いときには影響のないように今回の特別G 1ではないんですけど、他の大きいレースではよく野菜市。野菜を100円か200円で売る分もあって、結構お客さん来るんです。だからそういった部分での可能性っていうのが、お客さんもそれだけで来てくれる可能性もあるので、この辺は日本写真判定といろいろ協議しながら、上の駐車場も平日でもほぼ埋まりますけど、時間帯も考えながらすれば何らかの対応ができる可能性がありますので、その辺はせっかくの提案ということでまたいろいろ協議していきたいと思います。

岡山明副委員長 駐車場の関係ってことで確認するんですが、駐車場が借地になっているという状況で全体で幾らあるか分かりますか。

上田公営競技事務所長 これまでも説明してきたとおり、1,000万円前後だと思うんですが。

岡山明副委員長 正式になんぼありますか。

上田公営競技事務所長 済みません。約920万円です。

岡山明副委員長 あそこは第1から第5か6ありますよね。そのうち920万円が該当する借地はどの駐車場ですか。

上田公営競技事務所長 一番東側の第5駐車場。それからちょっとその西側にあります、住宅寄りの第2駐車場ですね。それから第1駐車場。これは競走会の人のものになりますけど、それと第4駐車場とって少し小さいところがございますが、これが駅の下のところがございます。だから番

号で言えば1から5番目の駐車場が借地というふうになっております。

岡山明副委員長　そういう状況で予算書の中でどの部分に920万円が計上されていますか。

上田公営競技事務所長　これまでも説明してきましたが、包括的民間委託の中にこれは入っておりますので委託料の中というふうに考えていただきたいと思います。

岡山明副委員長　包括的民間委託の中で920万円が入っている。これは市が負担するべきものではないんですか。開催経費に含まれているという状況なんですけど、駐車場は市が貸した部分の状況で委託先に求めるというのは、どうかなと思うんですけど、市が駐車場の料金を払ってもおかしくないような感じがするんですけど、それを確認したいんですけど。

上田公営競技事務所長　これは契約の中でうちが一方的に決めたことではなくて開催収支の中ということで、包括的民間委託の中に含めるという中の協議で今ここに来ていますので、平成29年度から再委託して5年間なにもなければ更に5年というふうに契約なっておりますので、引き続きこういった数字でやっていきたいと思います。借地についてはこれまでも言っておりましたが、新しい事業も進む中でいろいろ基金を積立てて、駐車場の活用も踏まえながらこういった改善措置っていうのは努めてまいりたいというふうに考えております。

岡山明副委員長　補正予算で12億何千万円という収益が上がってきているという状況の中で、いつまでに借地という負担を解消するか、第4駐車場が小さいということで少しずつ購入するか、ある程度の形を明確にしていく方向性というのは今回の補正予算の中にも計上するような、そういう形を進むべきではないかと思うんですけど、その辺もうちょっと確認したいんですけど。



上田公営競技事務所長　今すぐにいってというのは、なかなか私たちは考えていくべき問題とは思いますが、新しい事業をようやくここまで完成してやってきた中で新年度に向けていろんな措置をやっていこうというふうに考えております。いろいろスタンド等も改修しなければならないし、積立金を行う中で今はだいぶ古くなっております、管理区地区のいろんな建物の改修。それから売上げを伸ばすために走路改修も定期的にやっていかなければならないということがございますので、そうしたことも踏まえながら、まだ新しい事業も本格的に始まったわけではないので、そういうことを踏まえた中でちゃんと考えていけるようには努力したいというふうに思います。

水津治委員　17ページの3節、4節、7節の職員手当等共済費などの賃金。関連していると思うんですが、報酬は何人ぐらいの方にどういった支払いをしているか教えてもらえますか。

大下公営競技事務所副所長　7節の賃金につきましては、まだ川口場は直営ですので、48日間の主催レースのときには川口市のレース場の従事員さんは市長が雇用した形になっております。その賃金をお支払いしています。1日平均30人程度だったと思いますけれども。

水津治委員　4節の共済費の説明で健康保険印紙というのがありますがこれは何ですか。

長村公営競技事務所主任主事　今、大下副所長が申しあげましたように川口場の従事員さんが日雇いで従事されている関係で、実際に出られた実績分の健康保険印紙として日雇いに関して印紙をお渡しするという形で川口場にうちで購入したものをお送りしています。川口市と従事員さんとの関係に基づくものでうちの開催なので山陽小野田市で購入してお送りしているという状況です。

中村博行委員長　それでは18、19ページ。

河崎平男委員　この地域公益事業についてお尋ねしますが、具体的に何に充当されるのですか。

大下公営競技事務所副所長　30年度、完了してない地域公益事業もございますけども、主には市の社会福祉施設の建物の修繕等、あるいは小学校中学校の電話の交換機等の修繕に地域公益事業をやっている状況です。

河崎平男委員　そういった中で実施後のいつも問題になっているんですが、実施後の啓発、特に公費を使ってやられておるということで、随分たくさんの方の賛成意見がある中でもうちょっと市民の方に知らせてはどうかという要望等が出てくるんですよ。ぜひ承知していただきたいなというふうに考えます。

上田公営競技事務所長　これまで2回ぐらい、広報の面積は少なかったかもしれませんが、御指摘されたとおり広報すべきものと考えております。地域公益事業をこれだけやっています。平成31年度も額を増やしてということでこういったアピールすることがオートレース事業のアピールというか存在意義にもなりますので、それはちゃんと重要視してしっかりうちの広報に載せたいというふうに考えております。

中村博行委員長　これについて本会議場でも質問があったんですが、これは国のほうで採択要件とかいろいろあって出されているという理解でいいですか。

上田公営競技事務所長　この地域公益事業は山陽オートの独自の事業になりますので、本会議で出たJKA交付金の補助事業、これについても今日それこそ午前中はこの公営競技事務所内で話をしたんですけど、やっぱりJKA交付金の補助事業についてもアピールできるように、私もちょっ

と本会議で少し説明が不足していたんですが、いろんなNPO法人とかそれから社会福祉法人とかあります。市の関係だけでなくいろんな申請者の条件も広がってきているとふうに思っておりますので、そうしたところはこの地域公益事業とできれば一緒にそのJKA交付金のこういったものがありますよっていうのを広報していきたいと、それが大事だというふうに思っております。

中村博行委員長　この部分は市の公的な施設を中心に市のほうが決められているということですね。要望等があるんですか。

上田公営競技事務所長　うちのほうが予算を執行委任といいますか、一般会計のほうに出すんですけど地域公益事業の採択については企画部の企画政策課のほうが、各課がいろんな予算要求とか要望を整理する中で、最もふさわしいものをちゃんと審査して決めている事業でございますので、その辺は全体の関係も考慮して決めている事業でございます。

中村博行委員長　19ページの終わりから21ページまでいったんですが、そこまででほかに。

岡山明副委員長　地域公益事業が1,500万円で金額的にはどういっはじかれ方をされていますか。例えば今回予想以上に売上げが上がってきていると。そうなると公益に対する予算額も収益にあった金額を支出する状況ではないんですか。

上田公営競技事務所長　地域公益事業については重勝式の売上げも含めてかなり上がってきております。そうしたところを踏まえて、売上げが上がるからには、累積債務もありますが、地域公益事業もある程度考慮する中で増やしていくべきではないかと。今回重勝式もかなり売れてきているところもあって、平成30年度1,100万円の予算でしたけど、その辺を踏まえて1,500万円以下の考え方もあったんですけど、ここは

予算としては1,500万あげて地域に貢献していくべきではないかというところできておりますので、今後はこの額がどうなるというのは、前向きに考えてやってきたいと思います。この辺は簡単に売上げに比例するものではないかもしれませんが、そうした協議の中で決めていきたいというふうに考えております。

岡山明副委員長　じゃあそういうことで現状に関してはそういう売上げに対して比例的なそういう状況の割増しという規定は今のところないということですか。ある程度企業の方でもやると。金額が今まで1,100万円が1,500万円に増額するという形で計画的なそういう金額っておかしいけど、その増額がまだ決まってないというのが現状ということですね。いろいろ状況があるんでしょうけど、今としてはそういうマニュアルに沿った売上げは幾らあれば、売上げの何パーセントとそういう明確な形はまだ取れてないということですね。

上田公営競技事務所長　明確な率ではなくて一般会計の状況等を踏まえてそうしたところで協議しながら決めていくという現状です。だから重勝式の売上げの状況もあったので今回新年度で1,500万円を計上しているわけで、今後はただいろいろすべきことも出てきておりますので、また運用の仕方は変わってくるかもしれませんが、出来るだけこの額は維持していきたいというふうには考えております。

河崎平男委員　関連質問であります。その執行委任って言われておりましたけど、本来なら企画政策課がどのくらいの割合で、権限持っているんですか。

古川副市長　執行委任と言いますか、先ほど申しましたようにオートのほうが社会に貢献するということの表し方で事業を決めるのは、なかなか事務所でも決め難い。やはり企画財政の方はいろんな各課から公の施設の修繕とか社会福祉施設のこういうのをやってほしいという情報をたくさ

ん持っておりますので、どれがふさわしいかっていうのを精査するのは企画財政サイドがしておるということで御理解いただけたらと。本来ですと公営事務所のほうがやるのが筋かもしれませんが、そこまで情報が入っておりませんので、企画で吸い上げたものを一緒になって私ども入りまして、どれがふさしいを精査して予算配分しているということで御理解いただけたらと思います。

中村博行委員長 予算書のほう全般で、なければA3の資料に入ります。

水津治委員 21ページに設計委託料5,210万円というのがありますが、たしか平成30年度に2,000万円近い設計委託料の予算提案があって協議された記憶があるんですが、それとこの設計委託料の関係を教えてもらえますか。

上田公営競技事務所長 平成30年度で予算措置が2,140万円あって、債務負担行為が31年度の予算組んで5,021万円含んでおります。予算合計7,161万円。これが入札に関わる部分の予算でありまして、結局、平成30年度、先日2月に契約しまして、その入札で結果が出たのが2,646万円ということで残りの前払い金を除いた残りの2,856万円がこの予算の中5,021万円から支払うということになりますので、予算としてこの5,021万円残っているのは、平成30年度に予算した分と債務負担行為を入れた7,161万円ということになります。

中村博行委員長 資料の1ページ目を全部いきましょう。

河崎平男委員 この開催に係る日程表は出来ているんですか。出来ていたらもうすでにこういう日程案が出ておりますが、他の皆さんに知らせたらどうなんですか。

上田公営競技事務所長 一応予算措置として書いておりますが、これも一応予定ってことで、今公表されているのは平成31年度の4月から9月末までで10月以降はまだ公表されておられません。これは資料としてもアップされますけども、あくまでも予定というところで解釈をいただきたいと思えます。大きいレース、特別G1等、SGは3月までの分は公表されておりますけど、普通開催と部分についてはちゃんと正式に公表しているのは前期だけというふうになっております。日程ポスターも各所で貼っておりますけどそういう状況でございます。

中村博行委員長 6か月というスパンですね。次2ページ。トータルの負債額はあとやりましょう。3ページ。これは平成29年度ですが、4ページの30年度の比較で見てください。主には4ページのほうになりますかね。入場者の年齢はそんなに変わりませんか。ネットや重勝式やミッドナイトされているのでひょっとしたら若い人が増えるかという気がするんですが。

上田公営競技事務所長 今のところずっと60代70代含めた50歳以上の方で八割方近い方がいらっしゃると思えます。ただ最近はいろいろJKAMも民間ポータル含めて電話投票の状況を見てみると、昼間の開催はある程度年齢高いんですけど、特にネット投票中心になると30代40代が多い。私たちもそのデータを見てびっくりしたんですけど、30代40代の方が7割、8割を占めるというところの状況はかなりあります。

中村博行委員長 そういう人が増えてくればいいですね。

藤岡修美委員 入場者に絡んだちょっと提案というか、以前委員会で現地視察した時に河合部長には若干お話したんですが、観光客というか韓国からのお客を案内してという話をしたらなかなか券を買うのが難しかろうというお話もあったんですけど、オート自体を観光資源と捉えて、例えば埴生地区でいうと花の海のツアーに組み込んでもらったり、掛け合った

りですね。ギャンブルで嫌う人もいるかも知れないですが。僕も議員になるまでオートは全然興味なくて、現地で実際の車が走るのを見たら結構面白いなとも思ったので、その辺りを観光資源と捉えて入場者数を増やすことはいかがですか。

上田公営競技事務所長 これについてはもともと、産業観光ツアー、今は地域振興部になっていきますけどそういったツアーを毎年、4、5年ぐらいは続いていると思うんですけども、毎年2回ぐらい記念レース等をツアーで組んで、それこそ花の海とセットになっていたりとか、山陽オートに特化してオートの選手との一緒に食事するとか、そういったイベントもありますし、一番多かったのはそういった他の観光施設も一緒に回って、かなり人気が高くて、でもそうはいってもいろいろ工夫しながら観光課が主にこちらのほうの公営競技事務所と日写と協議しながらやってきておりますし、そうした部分は必要だと思いますし、先ほどの委員さん言われましたとおり、他の韓国とか中国とかいうところも、業界の中での協議もございます。一度日本写真判定の方が中国の関係者が来られたときに、実際車券が買えるかどうかというのはちょっと実験的にやってみたんですけど、想定外にかなり大変だったっていうところで、カードの書き方とか出走表の見せ方とか、その後もいろんな反省会をしたんですけど、どこの場もそういった部分はあるんですけど、工夫の仕方意外と難しいなっていうところがございますし、そうは言ってもこういったインバウンドへの対応というのは、全場含めた会議とかJKA含めた会議とかで上がってくる題材ではありますので前向きには考えていけないんじゃないかというふうに思いますけど、いろいろやらなくてはいけないこともございますので、そういうこともちゃんと踏まえていきたいというふうに思います。

藤岡修美委員 ぜひ取り組んでいただきたいのと、今、駐車場をどっちかいうとマイナスなイメージで捉えるんですけど、あれだけの駐車場があったらなんかすごいイベントできそうな気がして、逆にそれをプラスにとら

えてそういった企画を打ち出す、車で来ていただいてOKですよとも考えられるんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。

上田公営競技事務所長 今まではそういった利活用があったんですけど、この昨今、いろいろマラソン大会もありますし、先日はリレーマラソンもありました。今度は特別G1の中でぶちうまとかあると大体2,000人ぐらいで上の駐車場は一杯になります。3,000人、4,000人となってくると下の駐車場に止めないと止められない状況になってくるので、今度の3月23、24日の土日は、ぶちうまがあるということで恐らく土曜日は4,000人。日曜日はちょっと予測が付かないんですけど、5,000人とかとあれば、かなりあそこに止まるんじゃないかって思いますので、これも山陽商工会議所の青年部というところの主催でございまして、今はそういったところで連携して今後も公営競技事務所、それから日本写真判定、そしてそういった団体等でいろいろ連携して利活用を増やしていきたいというふうに考えております。

岡山明副委員長 内訳として今後ミッドナイトも出てくるんですけど、ミッドナイト、重勝式、それぞれあるんですけど、全部インターネットという状況で私たち年齢層の集計を1回も見ただことはないので。そういう意味でミッドナイトとか出てきたときにインターネットを経由して若い人が多いというお話を聞いたものですから、そういうインターネット、ミッドナイトも重勝式もどういう世代の人間がやっているか、そういう部分もちょっとほしいなと今一瞬思ったんですが、今後ミッドナイトも本格開催になるとその辺も分かれば今後を資料として出していただければと思ったんですけど。

上田公営競技事務所長 この辺は本場の分とか難しい部分もありますが、電話投票にはオフィシャルと民間ポータルがございしますが、そうした年齢層っていうのはちゃんと説明できると思いますので、今ちょっと手元に持ってないんですが、またの5月には繰上充用の件は、議案は上げなけ



ればなりませんので、そうしたときに昼間からナイター含めた部分とか、ミッドナイトという部分は先ほど説明した状況はちゃんと説明できるように準備していきたいというふうに考えております。

河崎平男委員 ミッドナイトの関連ですが、いつから本格導入をされる予定ですか。

上田公営競技事務所長 あくまでもこの新年度予算はまだミッドナイトの分が入っていませんので補正のほうでできれば、説明いたします。

中村博行委員長 それではあとやりましょう。それでは全般で資料と予算書であれば。いいですね。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者）討論ありませんので採決に移ります。議案第18号平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第18号は可決すべきものと決しました。続きまして、48号のほうにお願いします。はいそれでは審査番号8番議案第48号平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

上田公営競技事務所長 議案第48号平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正の主な内容は、ミッドナイトオートレースの本格的導入に伴う補正であります。1ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出それぞれ12億6,500万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ116億2,895万6,000円とするものであります。まず、歳入の詳細について、御説明いたします。5ページ、6ページを御覧ください。ミッドナイトオートレースを本格的に導入し、予定ではありますが、20日間開催

することに伴い、1款1項2目1節勝車投票券発売収入を12億6,500万円増額しており、1日平均6,250万円の売上げを見込んでおります。次に、歳出の詳細について、御説明いたします。7ページ、8ページを御覧ください。歳出では、1款2項1目事業費ですが、ミッドナイトオートレースの本格的に導入に伴う必要な歳出の増額の補正であります。12節役務費については、競走車運搬費を314万3,000円、銀行業務手数料を57万6,000円それぞれ増額しております。また、13節委託料では、設備保守委託料は、自家用電気工作物保安管理業務委託料で95万円、CS放送業務等委託料5,142万9,000円、オートレース関係団体に照明設備の運用を委託するため照明設備運用業務委託料4,500万円、選手宿泊管理委託料1,104万4,000円、競走会業務委託料5,953万4,000円、電話投票業務委託料648万円、インターネット投票業務委託料8,443万6,000円をそれぞれ増額、又は、新たに計上しております。次に、19節負担金、補助及び交付金は、選手参加旅費を400万円、選手共済会分担金を110万6,000円、電話投票センター運用経費負担金を471万1,000円、小型自動車競走法に基づくJKA交付金2,750万円をそれぞれ増額しております。次に2目8節報償費ですが、ミッドナイトオートレースの本格的に導入に伴う20日間分の選手賞金として6,515万4,000円を増額しております。次に3目22節補償、補填及び賠償金の勝車投票券払戻金を8億7,500万円、4目22節補償、補填及び賠償金の勝車投票券返還金を1,500万円それぞれ増額しております。次に9ページ、10ページを御覧ください。6目15節工事請負費につきましては、ミッドナイトオートレースの本格的に導入に向けての照明の補足整備、競走車・消音マフラーの保管庫建設費等として864万円を計上しております。3款1項1目予備費につきましては、歳入、歳出の調整のため、129万7,000円を増額しております。次に、補正予算について、お配りしております資料について御説明をいたします。資料1ページを御覧ください。この資料その1は、今回の補正予算を反映したものとなっており、一番上の開催に係る収支、

その下に開催以外に係る収支、次に重勝式に係る収支、最後に大きく丸で囲んだミッドナイトレース開催に係る収支と大きく四つの囲みがあると思いますが、ミッドナイトレース開催に係る収支以外の収支については、当初予算から増減はありませんので、今回の補正に係るものとして、ミッドナイトレース開催に係る収支について御説明をいたします。ミッドナイトレース試験開催に係る収支についてですが、⑬の歳入の発売収入は、返還金1,500万円を含め12億6,500万円を見込み、この12億6,500万円から歳出の⑭義務的経費である払戻金、JK A交付金の合計9億250万円、⑮開催経費である選手賞金、返還金、先ほど御説明したミッドナイトレースに係る開催経費の合計3億6,120万3,000円を差し引いた129万7,000円がミッドナイトレースに係る収益になります。補正後の小型会計歳入歳出の全体の収支は、4つの収支、A、B、C、Dを合計した3,350万9,000円となり、リース料の支払い7,671万3,000円の債務解消を含めた二つの債務解消額は、1億1,022万2,000円となる見込みです。次に資料2ページを御覧ください。ミッドナイトオートレース本格的導入について御説明をいたします。まず、昨年12月補正の委員会でも御説明いたしましたが、ミッドナイトオートレースの目的であります、レース場にお客を入れず、無観客で実施するものであり、発売は原則インターネット投票等に限定されているため、固定経費を大幅に削減することが可能で、収益性の高い事業としてオートレース業界全体で取り組むことが決定されております。山陽場としても、累積債務の早期解消につながる新たな取組であります。次に、レースの発走時間ですが、1レースが午後8時30分頃、最終レースが午後11時30分頃となります。なお、周辺住民の皆様を対象に、昨年10月31日に試行開催に係る説明会を実施いたしました。その上で、周辺住民の皆様にご確認いただくことを目的に、平成31年2月17日、日曜日～19日、火曜日の3日間と2月22日、金曜日～25日、月曜日の4日間の合計7日試行開催を実施し、また、2月18日月曜日には、実際に音量等を御確認いただくため見学会を行い、試行開催終了後の2月26日火曜日に音量

調査結果、照明の影響等に係る報告会を周辺住民の皆様を対象に実施しました。その結果をもって山陽場においてミッドナイトオートレースの本格的導入のため、補正予算を計上するに至りました。次に、参考の試行開催の売上額について御説明いたします。1節目の2月17日、日曜日～19日、火曜日の3日間の売上額は、2億254万円で1日平均6,750万円、2節目の2月22日の金曜日～25日の月曜日の4日間の売上額は、2億7,722万6,000円で1日平均6,930万円、7日間の売上額は4億7,976万6,000円で、1日平均6,850万円となっており、予算額は1日平均5,200万円、7日間で3億6,400万円でありますので、実績は予算額を1億1,576万6,000円上回る結果となっております。2月の開催ということで雪、凍結等の懸念もあったんですが、天候に恵まれたところで、このような結果が出たところでございます。こうした状況をふまえてミッドナイトレースの導入ということをもふまえて3ページ、4ページで累積債務返済の状況、今後の計画の方向性について示しております。3ページと4ページの違いは、当初から、ミッドナイトでは1日5,000万というところで、今回トライアルでは結果が出ておりますが、いろいろ考えていく上で厳しい見方をした分の3ページ。それから4ページは、31年度は5,000万円にしていますけど、今後売上増を見込まれることをふまえた場合の2パターン用意しております。この見方は5,000万円でありましても、今現在30年度は上から見ていきますと今後の見込みではございますが、累積赤字額が12億4,900万円ということになっておりますが1,300万円の解消をしております。これはその次の次の段のJKA交付金の猶予分の返済は終わっていますので、リース料の返済がございまして、その分の返済を払っても一番下に解消額が9,000万円ありますが、この9,000万の原資となる債務解消額は1億3,000万円。その下から2番目にあります。重勝式の売上げが14億9,000万円程度を見込んだとして、この130億3,000万円の施設改善基金の4,000万円を積んで、残りの9,000万円を累積債務解消した場合約1,300万円ぐらいいけるんじゃないかとい

う、計画で行っております。その後、31年度32年度というところで5,000万円の売上げであっても、ずっといきますと平成47年度には全て累積赤字の解消を終了して三角になっておりますけど300万円の黒字が出てくる可能性になるというところでございます。だからミッドの売上げも日数の確保にもよりますが、本格的に運用がちゃんも行われるのが31年度は整備もございますので、売上額は絞っておりますけど32年度以降は業界の目標に沿っていきますと、ずっとその後、40億円の推移でいっておりますが、それでいきましたもかなりそういったところを見込まれます。この中にはミッドナイトレース開催経費に係る事業推進ってことで関係機関、JKAとオートレース振興協会との調整によりまして、照明施設それから新しい施設の整備関係をこの中で調整することによりまして、10年間で11億円、あるいは13億円掛かりますが、それを行った上で上記のことができるという計画でございます。もちろんそこに施設改善金積立、30年度から4,000万円、4,500万円とありますが、これがずっと下のほうに続いてきますと、途中で走路改修、それから宿舎の改修、この中では年度凋落していますが、その内容に数千万円程度下しながら解消していく。走路改修でも基盤整備といいまして、根本から変えられない時期もございますのでそうしたところも考慮して行って、この計画となっております。今のトライアルの実績を踏まえると、次の4ページにいきますと真ん中のほうから先に見ていきますと、まだ平成31年度は他の5,000万円にしております。今の予測でいきますとかなりいくんじゃないかと思いますが、32年度から6,000万円。それから1日平均が36年度以降は7,000万円、8,500万円というふうになっております。ようやく43年で1億円ですけど、この表を作る上でも実際は競輪でも一日1億円の状況も出てるところから、もっと大きく売上げを出せる可能性もあるんですけど、この推移でいきましたもかなり先ほどと言いました施設の整備関係も踏まえた中で、上に表題を書いておりますが、累積赤字解消基金積立の加速化。そして早い年度にここではっきりと一般会計の繰り出しの可能性的に変えておりますが、少なくとも44年度、14年後にはも

う一般会計繰り出しができるんじゃないかというふうに考えております。というのがやはりこの売上げのところも今やはり固定経費もかなり多い部分がございますので、売上げが増えとかなりの収益増になると思いますので、そういうところを踏まえればこの計画というのはより加速化するというふうに思っております。当然下の方にも基金の積立額っていうのが3ページよりはかなり多くなっております。特にいろんな施設整備を行ったあと、平成40年以降になりますとかなり施設改善基金の積立でも増やすことによってこういった一般会計への繰出しの可能性っていうのは、より高まってくると思います。この計画というのが今回このように示しておりますけど31年度の状況は30年度状況を踏まえればよりかなり正確になってくると思います。昨年の5月の繰上充用のときにも言いました、30年度は、確実に累積赤字は減るというふうに言いましたが、そういった部分は見込まれるというふうに考えております。こうしたところでミッドナイトオートレースを進めることによって債務の解消を進めるだけでなく地域への貢献、それからまちづくりの貢献っていうのを進めていきたいというふうに考えている所存でございます。以上で説明を終わります。御審査のほどお願い申し上げます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので補正予算書からいきましょう。1、2ページ。詳細はあとのほうでやりますので。3、4ページ。この辺りからですね。明細の方からいきましょうか。歳入の方の5、6ページ。

河崎平男委員 先ほどの説明では20日間予定しておるということでしたが、本格導入の日程は、いつから入れるという状況ですか。

上田公営競技事務所長 住民対応の後、議会对応、そしてその後整備していくことを考えていきますと、考えているのは半年程度掛かるというふうに考えておりますので、今までない新しい施設でございますので、その状況を踏まえて一応関係機関といろいろ計画しているのは、夏場辺りはできるんじゃないかということなので、その後の8月以降なのか9月以

降なのかできるだけ早い時期に設定できるように、また関係機関と調整する中で日数を確保していきたいと思います。先ほども言いましたとおり、特に前半の日程はもう公表されておりますけど、特に後半部分についてはミッドナイトについては今回のトライアルもそうですけど、ぎりぎりになって日程を発表して、それでもこの売上げを確保できておりますので、ちゃんとその後日程を調整して、ちゃんと日数を確保できるようにしていきたいというふうに思います。

中村博行委員長 ミッドナイトで少し懸念されるのが、雨期と同様に夏の虫ですね。この辺の対応は何か考えていますか。

上田公営競技事務所長 今回借りたのは飯塚場にある可動式の照明っていうことでメタルハライドと言われる水銀灯の一種です。余り飯塚場のことを言ってもちょっとあれなんですけど、虫が来て、その虫を目指して今度は鳥が来るという状況であったんですが、今回は2月であるということで虫も鳥も来なかったんですけど、今後本格導入になればLED照明になりますので、農作物に影響を与えるとかそういうことも踏まえて、虫への影響もないというふうには考えておりますので、虫が寄りにくい、ほとんど来ないというふうには考えておりますので、その辺はちゃんと対処できるかと思います。

水津治委員 このミッドナイトの民間委託料には反映されるんですか。

上田公営競技事務所長 これは日本写真判定とも協議もしておりますが、今回のトライアル、それから31年度についても一応別契約という形を取っております。まだまだ運用に向けてまだ準備期間というふうに思っておりますので、その辺は今後協議することがあるかもしれませんが、どちらにしても今の包括的民間委託とはまたちょっと別な形を取るように思います。

中村博行委員長 そしたら7、8ページありますか。歳出全般で。

河崎平男委員 勝車投票券の関係で返還金は7日間であったんですか。

長村公営競技事務所主任主事 試験開催の7日間は確か最終日だったと記憶しているんですけども、2月25日欠車がございまして返還金が発生しております。（「幾ら」と呼ぶ者あり）済みません。お待たせしました。返還金額は15,200円です。

中村博行委員長 本命じゃなくて良かったね。

河崎平男委員 この返還金が20日間で1,500万円。どのように考えていますか。

上田公営競技事務所長 これは枠取りのようなもので、返還金はないように願っているところなんです。今の本場開催の部分の関係とかその1レースで不成立があると予算上困ることがありますので、そういった部分でも一応予算は組んでいることございますので、ないのに越したことはないんですけど、そういった部分で返還金というのは常にちょっと多めにはなっているんですけど、多めに考えているという訳ではなくて、枠として考えておきたいというところです。

水津治委員 消音マフラーは、購入の準備をされると思うんですが、予算はどこで。

上田公営競技事務所長 マフラーについては今いろいろ考え方がございまして、今後の中で今回トライアルである程度収益が出た分もございまして。その収益を財源にして今回いろんな倉庫も整備するところもございまして。今後31年度日数を確保できたら消音マフラーも確保したいと考えておりますけど、実はちょっと先ほど言いました関係機関JKAオート振興協会、そういうところもある程度調整できるというふうに考えております。



ので、できるだけそういう部分で対応できるように協会含めて、今これまでいろいろ説明しましたが、山陽場だけが考えているのではなくて業界ぐるみで考えてくれるので、常にこういった部分は業界といろいろ調整しながら考えておりますので、そういった部分で消音マフラーを早めに整備して、ナイター施設の整備ができる前にちゃんと確保していきけるように準備していきたいとふうに感じております。

中村博行委員長　新しく消音マフラーって大体どのくらい掛かるんですか。一台で。ちょっと高いように聞いていますけども。

長村公営競技事務所主任主事　今、川口と飯塚で使用しているんですけど、私が聞いた中では一本20万円ぐらいだというふうに認識しております。

岡山明副委員長　今回は住民の方の調査っていう形で見たんですけど、そういう状況の中で二つ、騒音問題と照明問題。騒音に関しては消音マフラーと言われたんですけど、その時にその辺をまとめられた、そういう状況と思うんですけど、騒音についても測定値じゃないんですけど、消音マフラーも劣化すると思うんですけど、劣化したタイミングを確定するというか、新品と走った後で状況が変わってくると。マフラーの劣化の判断基準を持っていくかという話も出たと思うんですよ。消音マフラーが新品だから1年間もつかと、そうじゃなくてオート側としてはちゃんとコースで測定していますと。最初の新品の時と、その後2か月後、半年後で騒音測定は変わっていないと、そういう実績を積んでいく状況の中で消音マフラーを変えるタイミングとなれば、それはきちっとマニュアルじゃないけど測定に対する明確な基準を作る必要があると思うんですよ。照明についてもLEDですから、大丈夫ですという一方的なものの言い方であって照度の測定内という状況で、その明確化と。そういう数値的な部分が住民にとっては問題ないと。照明も照度的に問題ないとそういう状況で悪かった場合はLEDが思った以上にまずかったら、暗幕のカーテンじゃないけど市が支給しますとか、極端ですが、そういう考

え方も私はあると思うんですけど、それはどういう考え方を持たれるか  
お聞きしたいんですが。

上田公営競技事務所長　まず消音マフラーについて言います。住民説明会で我々としてはちゃんと準備して順々に説明したつもりですが、消音マフラーについては飯塚から借りたものでございまして、平成27年度から使用している、4年ぐらい使った部分でございまして。一応関係機関から言わせますとデシベル的には落ちてないっていうところでございまして、いろいろ選手のほう、それから私たちも聞く中で少し耳に聞こえてくる部分は、変わってきているんじゃないかなという懸念がございました。だけどそういった部分で、そう言っても借りる分は飯塚しかございませぬので、借りた中で音量を測って、実際にその際、最大値を推移する中で十分に説明して他の音の影響も踏まえて、ほとんど影響はないというふうに捉えたところでもございまして、実際に住民のほうにも音は特になんじゃないかっていうことがありました。とは言いつつもこの消音マフラーについては住民説明会でも説明いたしましたが、もちろん今回新しい消音マフラーになります、業界の中でもこれをいつ古い消音マフラーを更新していくかというのは、どこもまだ更新しておりません。業界としても一つの基準を設けるのが今後出てくるかと思えます。それが今年度になるのか来年度になるのかで、うちの山陽場の場合は新しい消音マフラーを付けることになりましたが、私たちも新しい消音マフラーの消音の効果がどのように変化していくのは捉えておきたいので、消音マフラーを付けても現在の消音マフラーの数値というのは把握するためにそういった分の調査っていうのは行いますということで住民にははっきりと説明したところでございまして。それとLEDのことについてはなんですが、今回非常にその迷惑を掛けたということで重々説明したところでございまして、今後そもそも飯塚で借りた部分はその広角っていうか満遍なく光が漏れやすいということで、実は住民にも説明しましたが、今回2月の初めにテストをしたときに非常に光が漏れるということで、関係機関に頼んでLEDの専門業者を連れてきて実際に見ていただいた

ところでございます。今後LEDになればそもそも設計が違うっていうことでもGPS等で向きを決めて対象の箇所だけ照らすということで逆に漏れたらロスになるということで、逆に言い方を変えれば満遍なく照らすのは不得意の方法であるというの、説明をはっきりと受けております。それを住民説明でも行いました。実際そういった実績ということで目で見てもらおうということで、佐賀競馬の実例を示して対象箇所だけは照らして光が漏れない特徴が出ておりますということで、こうした状況になりますというのを示しております。私たちもいろいろこういった部分についてはちゃんと住民説明できるように色んな実例をちゃんと調べてきて示してきておりますので、LEDになればまた設計も全然変わってきてくると思いますので、そういった部分は漏れないというふうに考えておりますし、住民には伝わったというふうには思っております。決して一方的とかそういうことじゃなくて一方的にならないように十分に説明して、言葉では説明は伝わらないので専門業者をわざわざ呼んで見ていただいて、LED照明の特徴、そして実際に漏れていないピョンチャンオリンピックのジャンプ台もお見せしました。そういったところで御理解をいただけたというふうに思っておりますし、今後もそうは言っても住民の中から意見が出ましたけど、整備した暁にはまた住民の方を呼んで、そういうのを見せてほしいということもございましたので、できたら、当然走れるかどうかというテスト走行がございまして。そういうところを踏まえて、そういった時に住民の方もまた周知してきていたいただきたいというふうに考えておりますので、新しい消音マフラー、それもちょうと調査していく。そして基準は多分JKAとかそういったところで示していくと思いますし、川口場、飯塚場でもそういったところは考えていると思いますので、基準といいますか、いつもそういうふうに業界の中でも協議されておりますので、そういった何らかの基準は出るのではないかとこのように思います。私たちもそういった部分は決めていただけないと新しいマフラーを付けて、今後どうなるかっていうのも、もちろん私たち自身も調査していきますけど、全体の中の調査も必要かというふうに思っております。

岡山明副委員長　そういうことで住民が納得する体制、測定をしていただいて住民の方が納得していただける体制を今後取っていただきたいと希望しますのでよろしくお願いします。

上田公営競技事務所長　公営競技事務所も山陽オートとしてずっとこの地域に根付いていくためには、地元住民の住環境の悪化が絶対ないようにちゃんとそういったところは維持できるように業界含めて考えていきたいと思えます。

中村博行委員長　資料の1ページからまとめて何かあれば。なければその次ミッドナイトの目的以下ですね。試験開催の状況です。3ページ。ここは負債計画ですね。いろいろなケースを踏んで作られているということですが。

水津治委員　3ページですがミッドナイト以外の売上げは平成31年度以降、この数字の中にどのように反映されていますか。

上田公営競技事務所長　本場開催の売上げももちろん重要なんですけど、今の包括的民間委託料の収益補償を踏まえた中での債務解消額。30年度であれば1億3,000万円ですが、その中に含まれた形となっております。今この中で占めるのは、どうしても重勝式は率によって出てきます。そしてミッドナイトの部分もそういった固定経費がありますが、収益効果が高いということで大きくここに出てきておりますけど、もちろんその開催収支も踏まえた中でも計画となっております。

水津治委員　収益増というのはどういうふうな、売上げは伸びるだろうという予測をされた数字ですか。30年度の実績を鑑みて次年度以降の数字に反映していますか。

上田公営競技事務所長 48日の本場開催の売上げは75億円から80億円の間に厳しめに押さえながら、ミッドナイト1日についての5,000万円も厳しめな数字とっております。重勝式については会員も増えて売上げも伸びる。そうはいつでも20億円はもう数年後には確実に超えるといふうには考えておりますけど、そこもまだどうか分からないということで、十何年後も19億5,000万円という抑えた表にはなっております。

中村博行委員長 3ページは全ての面でかなり抑えた数字を提示した中の計画ということですね。4ページのほうが若干上積みされたケースと解釈したらいいかと思いますが。3月の当初予算までに計画作られました。オートレースも12月議会から継続して審査してきておりますので理解も大分できていると思いますが。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃあ質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に入ります。議案第48号平成31年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがってまして議案第48号は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。それではここで休憩を挟みます。3時5分に再開をしたいと思っておりますので、それまで休憩いたします。

---

午後2時56分 休憩

---

---

午後3時5分 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして委員会を続けます。議案第13号

平成31年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 議案第13号平成31年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について説明いたします。予算書の3ページ、4ページを御覧ください。予算総額は、歳入、歳出とも2,400万8,000円で、前年度当初予算に比べ480万9,000円の増額となっております。まず、歳入について説明いたします。予算書の10ページ、11ページを御覧ください。予算書と併せて、別途提出している山陽小野田市駐車場事業特別会計参考資料の平成31年度の欄を御覧ください。1款使用料及び手数料1項使用料1目駐車場使用料は、平成30年度の収入見込額を勘案し、1,870万4,000円としております。1節駐車場使用料の主なものとしては、一般の駐車場使用料1,700万円、定期駐車券分150万円などです。2款繰越金1項繰越金1目繰越金は、平成30年度繰越見込額により525万6,000円としております。3款諸収入1項雑入1目雑入は、自動販売機の電気料4万8,000円としております。次に、歳出について説明します。予算書の12ページ、13ページを御覧ください。1款駐車場事業費1項駐車場管理費1目一般管理費は、923万5,000円としております。主なものとしては、11節需用費の電気代など光熱水費53万4,000円、設備の修繕料100万4,000円、14節使用料及び賃借料の機械器具借上料549万4,000円です。この機械器具借上料は、今年度更新した出入り口2か所のゲート及び精算機などの設備のリース契約に係るものです。2款予備費1項予備費1目予備費は、1,477万3,000円を計上しております。これは、使用料収入の増額見込みや繰越金、平成30年度で駐車場整備に係る償還金が終了することなどによるものです。現在、厚狭駅南口駐車場には、舗装した部分に190台の駐車枠を設置していますが、その他に80台程度が駐車可能な未舗装部分があります。未舗装部分の舗装や80台分の駐車枠設置などの整備に要する事業費は2,000万円程度となる見込みであり、平成31年度に予備費を充当する

事業の実施がない場合は平成32年度に繰越し、整備事業費の一部に充当したいと考えています。別途提出している「厚狭駅南口駐車場の利用状況と償還金について」の資料を御覧ください。平成31年1月31日までの実績ですが、駐車枠190台に対する稼働率は74%、駐車場使用料は1,782万6,100円となっております。また、償還金については平成30年度で償還が終了となります。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、予算書のほうからいきましょう。予算書の3ページの歳入から。それから4ページの歳出。では7ページの歳入。8ページの歳出。10、11の歳入。参考資料も含めた中で。

奥良秀委員 定期券の利用者数が増えている状況なんですが、この要因は何かつかまれていますか。

河田都市計画課長 現在、定期券につきましては41名利用されております。厚狭駅南駐車場におられる方が10数名。あと通勤などに使われる方となっております。

中村博行委員長 本会議場の質問の確認ですが、カードの販売箇所は3か所ありますが、それから増やすことはないということでしたが、それによろしいですか。

河田都市計画課長 現在3か所で販売をしていますが、自動販売機の設置につきましては28年度の事件もございます。実際設置する場所が人気のないところで駐車場の出入り口辺りとなりますので、実際歩かれる方が少ないところになります。それから防犯カメラの設置、自動販売機の設置といろいろ考えているんですけど、外に設置するのはなかなか危険性が高くあまり有益ではないという考えを持っております。また、いろいろ自動販売機の金額も検討しておりますので、今後、検討段階が来ました

ら御説明したいと思っております。

中村博行委員長 今言ったのはプリカの販売が3か所ですよ、質問はJRなんか協力してもらったらいいのではというんだけど、経費等で難しいという回答であったと思うんですけど、その件について。

河田都市計画課長 今御説明しましたのは実際3か所以外で販売するとなるとプリカの自動販売機ということで御説明を差し上げました。JR等に自動販売機とか、JRに販売してもらうのは非常に難しい状況でございます。自動販売機を駐車場の近辺に、その前回の事件とかそれから防犯カメラを設置とかいろいろな条件が必要になってくると思っておりますので、まだすぐに設置ということは、今は考えていないということで、自動販売機の設置ということで御説明を差し上げました。

中村博行委員長 それでは歳出のほう。12、13ページ。

河崎平男委員 一般管理費で313万2,000円減になっておりますが歳入では増えているんですけど、この要因はなんですか。

河田都市計画課長 平成30年度は出口にあります機械器具の更新を行いました。それに伴いまして厚狭駅側に出口を新設しました。それからすぐに土木工事がございましたので、歳出が大きくなっておりましたが、平成31年度はそれらの工事等を予定しておりませんので、実際の維持管理に関する費用ということになります。

中村博行委員長 本会議場で、委員長報告に対する質問で新しく機械を付け替えたということで前回の事故のようなことがないような措置がされているか。そういう配慮がされているだろうと回答したんですが、その件について。

河田都市計画課長 防犯のことについての詳細なことについては、事件とかが



逆に起こる可能性がございますので、回答は控えさせていただきたいと思えます。

中村博行委員長 してあるということやね。資料の全般で。

奥良秀委員 参考資料のところで草刈りの費用が33年度に22万4,000円と挙がっているんですが、予定では平成32度に未舗装部分の舗装をする予定になっていますが、草刈りは未舗装部分の草刈りだと思うので、この辺が減になるのか教えてもらってよろしいですか。

河田都市計画課長 平成33年度のものについてはまだ正確な数字を計上しておりません。今議員が言われるように未舗装部分が主な業務になっておりますので、32年度に駐車場の舗装等ができれば33年度は必要なくなると思えます。

中岡英二委員 利用台数の稼働率が平成30年度74%となっておりますが稼働率を上げる施策とか考えがあれば。駐車場料金も32年33年も挙がってくると思うんですが、何か考えはありますか。

河田都市計画課長 28年度の料金改定以降、実際には金額が安くなったということで利用台数が年々増えております。今後も32年度33年度も少しずつ増えていくと思えます。今の74%の稼働率というのは190台の駐車枠に対する稼働率ですので、実際に多いときは未舗装部分にも車が止まっております。その日だけを考えれば、190台以上止まっていることもありますので全体190台に対して74%ということです。32年度に未舗装部分の舗装を施行することができれば80台程度の駐車枠を設置しますので実際には270台の枠に対しての稼働率になると思えます。現実的に言えば分母が大きくなりますので、稼働率は下がるという形にはなってくると思えます。駐車場につきましては前回の委員会でも御報告をしておりますけど、今250台で満車という設定をしてお

りますので、それ以上の稼働は見込めないということで32年、33年の利用金額についてはある程度金額は落ち着いてきて、どんどん上がるというのはできないのではないかと考えております。

奥良秀委員 このたび、平成32年度に工事をされる予定ですが、今、障害者の駐車場は何台ありますか。

河田都市計画課長 現在、5台設置しています。入り口の一番近いところです。

奥良秀委員 要望なんですけど、もう少し台数を増やしていただいて、駐車場の台数が増えるのであれば、その部分だけでも広めにしてもらえればなどという要望をお願いします。

河田都市計画課長 今後、未舗装部分の舗装をするときにそれについても検討させていただきます。

中村博行委員長 民間との駐車場との差とかいうものも含めた中で民間との兼ね合いで何かお話をされていますか。

河田都市計画課長 民間の駐車場のほうに1日止めておく場合300円から休日は400円というような設定がされておるのですが、現在市の駐車場では1日止めると500円となっております。民間のほうが少し安くなっておりますので、そちらのほうでのトラブルは私たちは聞いておりません。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃあ質疑を終えまして、討論に入ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に入ります。議案第13号平成31年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第13号は可決すべきものと決しました。以上で13号については審査を終わります。それでは続けます。議案第22号平成31年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

森弘下水道課長 説明の前に、本日お配りしています委員会資料の確認をさせていただきたいと思えます。資料のそれぞれ右上に資料番号を付しております。資料1として、1ページに「平成31年度下水道事業会計予算特別会計予算から企業会計予算への組み替えイメージ」を、資料2として、2ページから9ページまで「H31工事施工予定箇所」を、資料3として10ページに「公共下水道事業整備状況」をお配りしていますので、御確認ください。それでは、議案第22号平成31年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、説明いたします。平成31年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業を統合し、下水道事業会計として公営企業会計に移行します。したがいまして、平成31年度予算は、地方公営企業法の財務に関する規定等に定める会計基準に従い予算編成を行いました。本日は公営企業会計として初めての予算の説明でございますので、予算の議決対象となる予算書1ページから2ページを中心に説明させていただく中で、特別会計予算からの変更点や予算の詳細、附属資料の説明をさせていただき、最後に平成31年度予定工事を説明させていただきたいと思えます。少々長くなりますが、よろしくお願ひします。それでは、予算書の1ページを御覧ください。平成31年度下水道事業会計予算でございますが、まず、第2条の業務の予定量につきましては、平成31年度の下水道事業の活動の基本的目標として定めるものです。

(1) 水洗化戸数につきましては、来年度の下水道整備によって接続される見込み戸数を考慮して、1万3,099戸としております。(2) 年間総処理水量につきましては、公共下水道2か所、農業集落排水3か所の処理場の年間汚水処理量を見込み、388万3,791立方メートルとしております。(4)の主要な建設改良事業につきましては、<sup>かんきよ</sup>管渠建

設事業費を4億5,183万8,000円、ポンプ場建設事業費を1億9,220万円、処理場建設事業費を3億5,950万円としております。平成31年度の主な工事については、後ほど説明いたします。次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入総額である下水道事業収益は、18億3,150万3,000円を計上し、支出総額である下水道事業費用は、17億9,730万1,000円を計上しております。次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入総額である資本的収入は、16億9,242万3,000円を計上し、支出総額である資本的支出は、24億1,158万9,000円を計上しております。なお、支出額に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等により補填することとしております。これら予算の詳細につきましては、西崎係長が説明いたします。

西崎下水道課管理係長 下水道課西崎と申します。予算の説明の前に、特別会計予算から公営企業会計予算への変更点について、概要を説明したいと思います。委員会資料の資料1を御用意ください。平成31年度予算につきましては、まず、従来どおり特別会計予算を作成し、その後、企業会計予算に組み替えましたので、そのイメージを表したものです。右端の表が、公共下水道事業と農業集落排水事業のそれぞれの特別会計ベースの予算になります。企業会計移行に伴い二つの会計を1本にしますので、これらを合体させ、左側の表の公営企業会計方式の収益的収支3条予算と資本的収支4条予算に組み替えております。左側の表の収益的収支には、当年度のサービス提供に係る収益と費用を計上するもので、収入は主に下水道使用料や一般会計からの繰入金などを計上し、支出は一般管理及び施設管理に係る人件費や維持管理経費等を計上しています。また、減価償却費などの現金支出のない予算も含みます。一方、中ほどの表の資本的収支には、将来分のサービス提供に係る費用として建設改良費や企業債償還金を計上し、その財源となる企業債や国庫補助金等を計上しています。このように、特別会計では、現金ベースにより、歳入・歳出として予算を編成していましたが、公営企業会計では、収入と支出

を当年度に係るものと将来に係るものに区分し、さらに発生主義による減価償却費や引当金といった現金支出のない予算を含めて予算を編成いたしております。なお、特別会計予算をどのように組み替えたかについて、表の中の予算科目の前に、収入は白丸、支出は黒丸を表記して、対応させていますので、少々分かりにくいですが、御確認いただければと思います。次に、繰入金でございますが、資料左下の網掛けの記載のとおり、平成31年度の一般会計繰入金は11億8,671万5,000円となります。平成30年度繰入金と比較しますと、引当金分の増加はあるものの、公債費の減額等により、1,922万6,000円の減額となっております。また、特別会計での予算科目は繰入金でしたが、公営企業会計では、繰入れの目的によって、負担金、補助金、出資金の3つに区分されます。これらは、収益的収支、資本的収支の表の中で、カッコ付きの小文字アルファベット(a)から(d)で表示しております。収益的収入の(a)「雨水処理負担金」、(b)「他会計負担金」、(c)「他会計補助金」、資本的収入の(d)「他会計出資金」の合計が一般会計からの繰入金となります。予算の詳細につきましては、この後予算書で説明いたします。以上、簡単でございますが、特別会計からの予算の変更点の説明とさせていただきます。それでは、予算書に戻っていただいて、第3条収益的収入及び支出以降につきまして、予算明細書で説明させていただきます。20ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款下水道事業収益18億3,150万3,000円を計上しております。主な内訳としまして、1項営業収益1目下水道使用料は、6億4,360万円を計上しています。2目雨水処理負担金1億1,910万7,000円は、雨水処理に係る一般会計からの繰入金です。2項営業外収益2目他会計負担金5億7,421万7,000円は、繰出基準に基づく一般会計からの繰入金です。3目他会計補助金9,461万8,000円は、財源不足を補うための一般会計からの補助金です。4目長期前受金戻入3億8,726万1,000円は長期前受金の収益化に伴うものです。次に、21ページの「支出」でございますが、1款下水道事業費用17億9,730万1,00

0円を計上しております。内訳としまして、1項営業費用1目<sup>かんきよ</sup>管渠費4,374万6,000円は、下水道<sup>かんきよ</sup>管渠の維持管理に係る人件費や経費を計上しております。2目ポンプ場費2,815万7,000円は、雨水及び汚水ポンプ場に係る維持管理経費を計上しております。22ページに進んでいただいて、3目処理場費2億8,877万9,000円は、公共下水道2か所及び農業集落排水3か所の処理場に係る維持管理経費を計上しております。4目水質管理費530万3,000円は、処理場の水質管理に係る人件費や経費を計上しています。23ページの5目総係費5,834万8,000円は、一般管理に係る人件費や事業活動全般に係る経費、及び減価償却費等<sup>かんきよ</sup>を計上しています。24ページの2項営業外費用2億6,623万8,000円は、企業債に係る支払利息等を計上しております。3項特別損失2,041万2,000円は、平成30年度分の費用負担に係る引当金や消費税等を計上しています。4項予備費200万円は、収益的支出の予算の不足に備えるものです。次に、第4条資本的収入及び支出につきましては、25ページ以降から御説明いたします。まず、収入でございますが、1款資本的収入16億9,242万3,000円を計上しております。内訳としまして、1項企業債1目企業債8億1,560万円は、建設改良費の財源である下水道事業債や資本費平準化債を計上しています。2項出資金1目他会計出資金3億9,877万3,000円は、企業債の元金償還金や建設改良費に対する一般会計からの出資金を計上しています。3項補助金1目国庫補助金4億5,625万円は、社会資本整備総合交付金を計上しています。26ページをお開きください。支出でございますが、1款資本的支出24億1,158万9,000円を計上しております。内訳としまして、1項建設改良費1目公共下水道建設費10億5,732万9,000円は、下水道管<sup>かんきよ</sup>きよ整備や処理場長寿命化工事等に係る工事請負費や委託料、人件費等を計上しています。27ページの2目有形固定資産購入費356万5,000円は、下水道整備に係る土地購入費等を計上しています。2項企業債償還金1目企業債償還金13億5,019万5,000円は、企業債の元金償還金です。3項予備費50万円は、資本的支出

の予算の不足に備えるものです。以上の結果、1ページに戻っていただいて、第4条本文の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億1,916万6,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填することとしております。続きまして、2ページをお開きください。第4条の2は、下水道事業特別会計と農業集落排水特別会計が3月31日をもって打ち切り決算となることから、出納整理期間中に歳入・歳出される見込みである未収金及び未払金を、特例的収入及び支出として整理したものです。第5条は、予算に計上した企業債について、その起債の目的や限度額等を定めるものです。第6条は、一時借入金の限度額を定めるものです。第7条は、予算の各項間の流用ができる場合を定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものです。第9条は、一般会計からの補助金を定めるものです。以上が議決対象となる平成31年度下水道事業会計予算の説明となります。3ページ以降は予算に関する説明書となります。ページをめくっていただいて、4ページから6ページの予算実施計画は、先ほど説明しました予算を目レベルで整理したものです。7ページの予定キャッシュフロー計算書は、1年間における現金の動きを表したものです。8ページから10ページまでは給与費明細書を掲載しています。11ページは、債務負担行為に関する調書です。法適用前に設定した債務負担行為は、法適用後も引き継ぐこととなっておりますので、昨年度に設定した事業を引き続き掲載しています。12、13ページは、予定開始貸借対照表です。これは、公営企業会計のスタート地点である平成31年4月1日時点における財政状態を表すものです。12ページの資産の部には、下水道事業会計が保有する全ての資産を計上しています。特に有形固定資産につきましては、これまで把握できていなかった下水道施設の資産額が、企業会計方式になることで明らかになっております。また、13ページの負債の部ですが、3固定負債の企業債162億6,065万6,000円と4流動負債の企業債13億5,019万5,000円を合計した、176億1,085万1,000円が、平成31年4月1日時点の企業債残高です。このようなデータも財務諸表を作成することで明らかにな

り、法適用のメリットである、経営状況の明確化が図られた結果として現れております。次に、14、15ページは、予定貸借対照表です。これは、先ほどの開始貸借対照表に平成31年度予算執行を反映させた、平成32年3月31日時点の財政状態を表すものです。16ページは、予定損益計算書です。これは、平成31年度の収益的収支における経営成績を表すものです。下水道事業においては、特別会計のときからも一般会計からの繰入金によって財源不足を補っておりましたが、これは公営企業会計になっても同様ですので、中ほどの3営業外費用(2)他会計負担金や(3)他会計補助金によって、財源を補填した結果、下から2行目の「当年度純利益」はゼロとなっています。なお、予算は消費税込みで作成しておりますが、損益計算書を含めた財務諸表は税抜き処理を行っておりますので、下水道使用料等の金額はそれぞれ一致しません。17ページは、注記でございますが、財務諸表を作成する上で採用した会計基準や手続きを開示するものです。なお、ローマ数字のIVセグメント情報に係る注記詳細を、18ページのセグメント報告書に掲載しております。これは、下水道事業会計では、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業を運営していることから、予算や財務諸表は1本で作成しておりますが、それぞれの事業をセグメントして管理し、営業収益等を表しております。以上が予算に関する説明になります。最後に、再度課長の方から、平成31年度の予定工事について説明いたします。

森弘下水道課長 それでは、31年度の予定工事について、私から説明します。委員会資料を御用意ください。1枚めくっていただいて、資料2、H31工事施工予定箇所2ページから9ページで説明いたします。まず、<sup>かんきよ</sup>管渠建設事業につきましては、本市の<sup>かんきよ</sup>管渠整備の基本方針である、投資効果の高い大型団地、上の郷、青葉台、共和台、南平台を最優先の整備路線と位置付け、それらの団地を接続するため、<sup>かんきよ</sup>管渠を延伸するものです。併せて、汚水処理施設整備構想の見直しで、公共下水道に接続すべきと判定された小野田西地区農業集落排水を公共下水道に接続をするための<sup>かんきよ</sup>管渠も延伸いたします。資料2ページの1高千帆2号汚水幹線管敷



設工事と資料 6 ページの 5 高千帆 2 号污水圧送幹線管理設工事は、小野田西地区農業集落排水、青葉台を接続するため管渠<sup>かんきよ</sup>を延伸するものです。資料 3 ページの 3 有帆川左岸 2 号污水幹線管敷設工事は南平台を目指して管渠<sup>かんきよ</sup>を延伸するもので、4 有帆川左岸 2 号污水枝線管理設工事は共和台を接続するためのものです。以上が主な管渠<sup>かんきよ</sup>建設事業ですが、その他に、普及促進を目的とした 8 路線の管渠<sup>かんきよ</sup>の延伸を予定しております。次に、ポンプ場建設事業につきましては、汚水中継ポンプ場、雨水排水ポンプ場の施設の老朽化対策である長寿命化工事を実施します。資料 2 ページの 1 6 高千帆汚水中継ポンプ場長寿命化工事は計装設備更新、直流電源盤改築等を行うものです。資料 4 ページの 1 8 若沖雨水排水ポンプ場長寿命化工事は NO. 1 主ポンプ改築、直流電源盤改築更新を行うものです。資料 7 ページの 1 7 厚狭汚水中継ポンプ場長寿命化工事は、自動除塵機改築更新、遠方監視制御盤改築更新を実施するものです。最後に、処理場建設事業でございますが、小野田と山陽の水処理センターの長寿命化工事を実施します。資料 4 ページの 1 4 小野田水処理センター長寿命化工事は受変電設備改築更新、本館管理棟耐震化を行うものです。資料 8 ページの 1 5 山陽水処理センター長寿命化工事は中央監視装置改築更新等を実施するものです。なお、説明いたしました管渠<sup>かんきよ</sup>建設事業を実施した結果、10 ページの下側に記載したとおり、31 年度末の普及率は 54.5%となる予定です。最後に、課長提案事業としまして、下水道のイメージアップと市の PR を図るため山陽小野田市版のデザインマンホールを作成します。また、作成したデザインマンホールを使ってマンホールカードを作成する予定としております。以上、平成 31 年度下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

中村博行委員長 説明終わりましたので、審査に入ります。まず予算書から入ります。1 ページから。

河崎平男委員 この 31 年度の予算に係る補助金等はどのくらい予定していま

すか。

森弘下水道課長 25ページになりますけども国庫補助金の部分に4億5,625万円というふうに明記しております。

河崎平男委員 これは31年度の予算内に事業執行して、全てが完了できるんですか。

森弘下水道課長 年度内に完了する予定であります。

中村博行委員長 あと明細のほうはページを追っていきます。2ページで。

藤岡修美委員 企業債の利率ですが、先ほど水道関係は年4%以内と基準があったんですが、この違いはなんですか。

西崎下水道課管理係長 特別会計のときに年5%以内と設定しておりました。一般会計におきまして年5%以内としておりますので、それを継承しております。

藤岡修美委員 実際借り入れている、利率はどのくらいですか。

西崎下水道課管理係長 主に建設改良費につきましては財政融資資金を活用しているんですが、近年の利率は0.5%程度になっております。民間資金につきましては更に低いんですけども0.14%。これが次の借入れのときは再度変動があると思いますが、これが利率となっております。

中村博行委員長 4、5ページ。なければ6ページの資本的収支で。7ページのキャッシュフローで。それでは給与費関係。8、9、10ページ。それでは11ページ債務負担行為。12、13ページの貸借対照表と14、15ページで年度初め、年度末の比較です。

奥良秀委員 12、13ページの開始貸借対象表なんですが、企業債の合計が約176億円くらいあると思うんですが、資産合計がこのたびはつきりして331億円と。こういう比率というのは企業的にはどういうものかというのはお分かりになるんでしょうか。状態が正常なのか正常じゃないのか。

西崎下水道課管理係長 このたび企業会計初年度ですので、他市との比較が詳細にできていないんですけども、資産額につきましては、恐らく他市より、高いのではないかと。同レベルの市と比べたら、地方債残高につきましても他市と比較すると、高い状態というのも続いておりましたので、一方で公債費につきましても元利償還金につきましても他市より高いので繰入金も他市と比較すると高いという状況は今までもありました。ですので、今後決算等する中で他市と比較してどういうところで山陽小野田市の特徴があるのか分析をしてみたいと思います。

中村博行委員長 資本的収支のほうのマイナスが出て内部留保資金等から補填するとありますが、内部留保資金というのはこの貸借対象表のどの項目にありますか。

西崎下水道課管理係長 次のページの16ページでございますが、予定損益計算書を掲載しております。説明でも申しましたが、当年度純利益はゼロにしております。これは決算におきましてもゼロにする予定です。あくまで赤字補填してもらっているもので収支はゼロにしなければならないということで利益剰余金は、今後は基本的には生まれないので内部留保資金は、減価償却費になります。減価償却費が幾らかというと16ページの2の営業費用の(6)減価償却費10億8,431万7,000円です。通常使うときは3の営業外収益(4)の中期前受金戻入3億8,726万1,000円を控除したものが正味の減価償却費と計算しますのでこれを引いたものが今回の資本的支出から収入で不足する補填財源として計算しております。

中村博行委員長 もう1回確認ですけども、今のページの2(6)から3(4)をひいたら内部留保ということやね。今やりよるのは14、15まで。

水津治委員 貸借対象表の開始と年度末の中で預金が1億5,000万円くらい増えています。要因は何が考えられますか。

西崎下水道課管理係長 聞き取れませんでした。何が増える要因。

水津治委員 流動資産の現金預金が、年度初めに比べて年度末は1億5,000万円くらい増えています。要因は何が考えられますか。

西崎下水道課管理係長 現金預金につきましてはキャッシュフローのほうがよろしいかと思いますが7ページをお願いします。私も余り深く理解できていないんですけども1番下段が1億8,560万1,000円が予定貸借対照表の現金預金の金額となっております。その上の期首残高が2,926万5,000円が開始貸借対照表の現金。それがどう動いたかというのが1番上からの増減がいろいろ出ております。特に今回開始貸借対照表の現金といいますのは、平成30年度は特別会計でございます。その歳入から歳出を引いて残った、公営企業会計に移行するときに持ち越す現金は約3,000万円としております。期末につきましては、1の業務活動によるキャッシュフローの10段目の未払金の増減額というところがあって1億1,886万6,000円となっております。これは年度末において工事等においてどうしても支払いが4月以降になったりする場合の予定を見込みましてこの金額を立てておりますので、実際に現金が残っているとといいますか、未払金としていまだ払っていない現金が残っているということで、予算ベースでございますので、予定の貸借対照表には現金が多めに残っているというようになっております。

中村博行委員長 16ページの説明が若干ありましたが、損益計算書のほうで。

17ページ。それでは18ページのセグメント。それでは個別の内容。  
20、21ページ。まず20ページの収益的収支の収入のほう。

水津治委員 長期前受金戻入というのがありますね。これは補助金等で得た固定資産を減価償却するときに補助金で得たものは積み立てておいて、積立金を取り崩すという考えでよろしいでしょうか。

西崎下水道課管理係長 大体そのような理解でよろしいかと思えますけども、償却資産を取得したときの財源として国庫補助金等を充てた場合に一旦繰り延べ収益ということで、一旦積みましてそれを減価償却費と共に毎年度収益化していく処理になりますので、ここの営業外収益に、4の長期前受金戻入ということで、説明にありますように減価償却費に見合う長期前受金の収益化とありますので10億の減価償却費の国庫補助金等の財源といたしますか、その考えでの理解でよろしいかと思えます。

藤岡修美委員 先ほど使用量を上げるために団地等に引き込む工事の説明があったんですけど、近年投資に見合う使用量の伸びがアバウトでいいですけど、下水道埋設工事をして、各個人宅をつないで使用量が伸びていくと思うんですけど、そのへんアバウトでいいんですけど、投資に見合う使用量が入っているか分かれば。

西崎下水道課管理係長 近年普及率の伸びは伸び悩んではいるんですけど、下水道使用率につきましては年1%の増額をしております。人口減少もあるんですけども、年間1%増となっておりますので、このたびも約1%増を見込んで予算を計上しております。

中村博行委員長 21ページ以降。

藤岡修美委員 委託料で不明水調査委託料を組んでおられるんですけどこれは具体的にどういった調査ですか。

森弘下水道課長 昨年7月6日大雨が降りました。厚狭川が氾濫しそうなくらい水位が上がったんですが、厚狭の一部の地区が汚水量が大変増加をして、実は処理場で処理ができないくらいの水量になりました。マンホールから水が噴き出すという事態になりましたので、どこかに雨水が入る要因があると考えられますので、とりあえず分岐点のマンホールに流量計を仕掛けて、雨が降る日にその流量が増えるところを探して行って欠陥がある場所は今年見つけたいと思っております。来年度その欠陥がある原因がなんなのかカメラを入れて2か年でそれを補修をするという対策をしたいと思っております。

中村博行委員長 22ページ。

藤岡修美委員 先ほど課長提案でマンホールカード。これは予算計上されているんですが、実際どれくらい見込んでおられるんですか。

森弘下水道課長 印刷製本費のところはマンホールカード印刷代と書いてはありますが、印刷代自体は4万円くらいしか掛かりません。実際には私どもが考えているのは、市長さんの意向もあるんですが、マンホールにロゴマーク入れたものをまず作りましょうと。そういうデザインマンホールをある程度安全で人が集まるところに付けて、マンホールカードのマニアの方が集まるような観光資源にしたいと思っております。観光客が来られてかつ観光資産、お金を落とさせていただくところまで発展していけて、かつ市のPRができればなと思いがあって工事請負費の中に150万円ほど入れております。

中村博行委員長 さっきの質問でどのくらいの数量と言われたんじゃない。（「金額だけ」と呼ぶ者あり）では数量的には。

森弘下水道課長 展示用のマンホールは2か所としか考えておりません。汎用

性のマンホールにそれが使えるのであれば、今、工事現場で使っているマンホールにもそれを使っていきたいと考えております。

中村博行委員長 25ページの資本的収支の収入の部分ですが。では26、27ページでお願いします。それでは予算書終えて資料のところです。資料の中で。会計は変わりますが、内容的には従来とそんなに変わらないと理解していいですね。ですから今後とも一般会計から10億円程度は繰り入れしないとやれないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑はよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃあ質疑を打ち切ります。討論に入りますが討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に入ります。議案第22号平成31年度山陽小野田市下水道事業会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第22号は可決すべきものと決しました。以上で22号については審査を終わります。それでは引き続いていきます。議案第36号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

森弘下水道課長 議案第36号は、山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。今回の改正は、消費税法の改正に伴い、平成31年10月以降の下水道使用料に係る消費税を、現在の8%から10%へ変更するものです。なお、農業集落排水施設使用料は下水道使用料に準ずるとなっているため、条例の改正は不要です。改正点は第17条第1項の使用料の表です。議案の2枚目、参考資料の新旧対照表のとおり、基本料金及び超過料金ともに10%へ改正しております。また、この金額の適用の経過措置について、附則に示しております。議案の裏のページを御覧ください。附則の第2項 経過措置についてですが、これは、平成31年10月1日以後適用する消費税率に関する経過措置につ

いてです。旧税率と新税率を使い分ける午前中の水道局の消費税法改定に伴う水道料金改正の経過適用イメージと同様パターンになります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

河崎平男委員 下水の条例改正ということですが、具体的に1か月の使用料は利用者にどのくらい影響額があるんですか。

西崎下水道課管理係長 1世帯4人家族のパターンで言いますと、大体2か月で50立米使われますので、そうなったとき2か月1回の使用量が8%の場合が8,832円だったんですけど10%になったときに8,998円になりまして2か月で166円、御負担が増えるという計算になります。

中村博行委員長 午前中、水道がなかなかその数字が出てこんやったけどね。しっかり学習されているね。

藤岡修美委員 基本水量と超過料金の表現ですね。改正前は立方メートルの記号を使って改正語はカタカナになっているが指導か何かあったんですか。

西崎下水道課管理係長 法制のほうから指摘がありましたが、他の条例等による単位が立方メートルを使っています、下水道だけが記号を使っていたので、ほか条例等に合わせたということにしております。

中村博行委員長 ほかにありますか「なし」と呼ぶ者あり）それじゃあ質疑を打ち切ります。討論に入りますが討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に入ります。議案第36号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。



(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第22号は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。それでは4時30分まで休憩します。次は17号から参ります。それでは休憩。

---

午後4時20分休憩

---

---

午後4時30分再開

---

中村博行委員長 次は審査番号11番、議案第17号平成31年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 1款1項1目市場管理費の本年度予算は、総額1,109万9,000円で前年度と比較して42万6,000円増額となっています。増額の主な要因は1節報酬の新設及び11節需用費のうち修繕料の増額です。1節報酬は、このたび上程しております市場条例の改正により、運営協議会を設置することとしております。その委員への報酬です。委員の構成は卸売業者、売買参加者、附属営業人、生産者、消費者、学識経験者、公募委員、市職員で構成し定数は14名以下を考えております。予算額は市職員を除いた13人×2,000円×2回分です。11節需用費のうち修繕料を前年度と比較して40万8,000円増額しております。本年度はフォークリフトの法定検査の他、電気設備子メーターの修繕と防犯カメラの修繕を予定しております。防犯カメラは撮影した画像を録画するシステムが故障していますので、それを修繕するものです。12節役務費と13節委託料は、ほぼ例年どおりです。2款予備費は前年度と同額の5万円を計上しています。よって、歳出予算総額は、1款卸売市場費の1,109万9,000円と2款予

備費の5万円を合わせて1,114万9,000円です。続いて歳入について御説明いたします。1款1項1目市場使用料1節市場使用料は、前年度と比較して25万7,000円減額し128万6,000円を見込んでおります。これの主な要因は附属営業店舗の利用者が1名減となったことによるものです。2款を飛ばして3款繰越金1万円は枠取りです。30年度の決算が認定された後に補正いたします。4款諸収入は、卸売業者、附属営業人、自動販売機設置者からの電気代及び水道代です。1款、3款、4款の歳入予算合計は308万4,000円となります。歳出予算総額1,114万9,000円から308万4,000円を差し引きますと806万5,000円となりますので、これを2款繰入金に計上していますので、歳入予算総額も歳出予算総額と同額の1,114万9,000円となります。以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑に入りますが、歳出から行きましょう。12、13ページから。

河崎平男委員 取扱量、それから金額等を昨年と比較検討されたんですか。

中村博行委員長 すぐ資料出せるか。（「はい」と呼ぶ者あり）なら先にほかの質疑で。

河崎平男委員 この地方卸売市場運営協議会委員の権限はどこまで及ぶんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては次の条例のところでお答えできればと思いますが。

中村博行委員長 新しくということだね。どうせこれなりの要綱等は出来るでしょうからね。

河崎平男委員 市場の活性化についてこれは推進することというのは活性化につながるんですが、市民のニーズが多様化している中で市場の関係者はもちろんですが、管理計画等はどのように考えていらっしゃるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 管理計画というのは今作っておりません。ただ平成24年度に中央青果株式会社の経営改善計画提言書というのが出ておりますので、これに基づいて市場の運営を図っていきたいと思っております。

河崎平男委員 そういった中で取扱数量とか、出荷者の増とか、運営に係る長期計画、何年度にどのくらい増やすとかそういう計画は必要になってくるんじゃないんですか。

平農林水産課農林係長 農林水産課平と申します。よろしく願いいたします。先ほど河崎委員が言われた経営計画といいますが、そういったものにつきましてはそういった指導がございまして、来年度中に作らないといけないということになっておりまして、来年度中に作る予定にしております。

中村博行委員長 取扱高の表が来ましたが、数字がずーと並んでいますが、何か特徴的なところを説明できるところはありますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 ただいま、お手元にお配りしました表は平成27年から平成29年までは、12か月分。平成30年度においては2月までの月ごとの取扱数量と取扱高を示したものでございます。これを見ますと、平成30年度におきましては4月当初から全ての月で前年同月と比較して下がっております。ただ平成29年度におきましては12月以降は、前年度を上回っているんですけど、今年度につきましては残念ながら、前年度よりもかなり下回っているという状況でございます。

この中で8月につきましては前年同月、63.8%となっておりますが、これについてはこの夏の災害級の猛暑というのが大きく影響しているものと考えております。それ以降につきましては特に12月と1月については大きく下回っているところではございますが、これまで取扱量の減少につきましては流通形態とか、産地の減少とか、担い手の減少そういったものを原因に挙げておるところでございます。30年度におきましてもそれと同じような理由は言えるだろうと思うんですけど、特に12月と1月の落ち込みについては、詳しく分析をする必要があると思っております。

河崎平男委員 そういった中で卸売市場の出荷者について、卸売業者又は市でもいいですが、どのような協議というか出荷者と協議されているんですか。

中村博行委員長 数字的にかなり落ち込んだ状況であるので、それを踏まえた中で。

深井経済部次長兼農林水産課長 出荷者とはまだ協議はしていないところでございます。例えば申しましたように、取扱高の減少の要因をよく分析いたしましてそれを踏まえて、出荷者等に卸売業者も含めまして、話をしたり協議をしたりそういった場を持ちたいと思っております。

中村博行委員長 今後あらゆる手立てを講じないと難しいなという感じですね。

奥良秀委員 学校給食センターのほうで8月か、9月から始まって、しかも前年度割れがずっと続いているのが、学校給食のものが入ってもこのパーセンテージということですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 学校給食につきましてはセンターができる前も元々入っておりましたので。

岡山明副委員長 確認しますが、これ平成30年度の売上げが、今までの売上げともものすごい違う気がして、これ見てショック受けたんですけど、余りにも下がりすぎで、取扱量も取扱高も両方下がっているという状況で、合計で65%、73%下がっているって。これはいかななものかと、資料もらって初めて気が付いたんですけど、なぜ30年度こういう頭から、一気に下がっているという状況なんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 その要因を今から分析していくということです。

中村博行委員長 そうしたら歳入のほう行きましょう。

水津治委員 7ページの歳入の1款の使用料及び手数料となっております、10ページの1款1項1目の使用料。これは7ページの使用料という項目が入っているんですが実際の収入がないから、使用料だけで予算を計上してあるんですかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 手数料が入っている言葉は款の名称でございます。目の名称でいたしましては市場使用料という名称でございます。

水津治委員 手数料というのは実際にはないんですね。

古川副市長 款項目節という成り立ちになっておりまして、1款は使用料及び手数料という名称になっておりまして、1項が使用料、2項が手数料ということで手数料がないから、この使用料だけが1項で挙がっているということでございます。

水津治委員 市場の予算、会計というのは毎年800万円近い税金を投入しているという、そういったありきのものでスタートしたのかというのが非

常に気になるところで、プラスマイナスゼロというのが本来の姿と思うんですが、そういった考えについていいですか。

多田農林水産課参与 皆さんもこの市場の成り立ちについては御存じかと思えます。公設卸売市場として開設した経緯におきましては、市内にあります企業のJAさんが使っておられた市場の体制をとっておられたんですが、それを公設卸売市場として、旧小野田市さんやってみてはいかがですかというところからこの市場が成り立っております。この予算につきましては、運営費ではありません。施設開設者として、この施設を適切に維持管理していくための費用と御理解いただいております。したがって設立当時から、この施設の維持管理費につきましては项目的には、増えたり、減ったりした時代もあったかと思いますが、そういう形での予算ということでございます。御理解いただければと思います。

中村博行委員長 全般で。予算に関してですけどね。かなりこれ見たら厳しい状況というのは分かりますけどね。いいですか（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り討論はありますか。それでは議案第17号平成31年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

中村博行委員長 全員賛成でございます。したがって議案第17号は可決すべきものと決しました。続いて。それでは議案第35号山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 今回の改正は、これまで議会から御指摘を頂いた事項、市場関係者からの要望を反映させ、また10月1日の消費税率の改定、これらに係る条項を改正及び追加をするものです。新旧対照

表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前でアンダーラインのあるところが改正又は追加する部分です。第49条は、卸売業者の仕切書及び仕切金の送付を「3日まで」としているのを「速やかに」に改正するものです。また、第51条も同様に買受人の代金支払いを「3日まで」としているのを「速やかに」に改正するものです。これは他市の条文を参考にするとともに、実態に即した形にするものです。第56条は、卸売業者、買受人、附属営業人等の市場内での使用に係る規定を定めておりますが、農林水産まつりのように市場関係者以外の者の使用許可についてはその規定がありませんでしたので、第2項でそれを定めるものです。第61条は、市場の使用料で消費税率の改定に係るものです。この条項は附則で本年10月1日以後に使用したのものから適用するとしております。第62条は、卸売業者や附属営業人に対して第1項で「報告や資料の提出を求める」、第2項で「改善措置を執るよう申し入れることができる」とありましたが、これを1つにまとめ、市職員に立ち入り調査権及び改善措置を指示するというふうに権限を強化するものです。第63条は、これまで当条例では市場に対する市長の認可に係る規定しかなく、認可後の監督及び処分の権限がありませんでしたので、今回それを加えるものです。第64条は、63条を64条とし、一部文言を修正するものです。第65条は、64条を改正するもので、市場における営業行為等は市長の承認が必要ということをして全ての者に適用するものです。第66条は、第65条を改正するもので、清潔の保持に衛生管理を加えるとともに、改善命令の権限を持たせるものです。第69条以降は、これまでありませんでした市場の運営協議会に関する条項を加えるものです。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。随分、一般質問等々でこの問題はかなり踏み込んだ質疑・答弁があったと思いますが、それをふまえた中で質疑をお願いします。

河崎平男委員 市場問題の件については話題になっているところではありますが、

一部改正で市場の活性化が一番と思っております。その中で一番の改正点はどこですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 一番大きな改正点と考えておりますのは、第63条で規定しております市長が認可した後の監督及び処分、それと第69条以降の運営協議会の二つでございます。

河崎平男委員 権限とさっき聞いたが、意見だけで、どうしたら良いとかの権限能力はないんやね。

深井経済部次長兼農林水産課長 あくまでの市長に対して意見を述べるというところでございます。

中岡英二委員 条例62条の中で(2)で市職員に事務所その他の業務を行う場所に立入り、その業務財産の状況調査しうんぬんとありますが、これは拒否することはできないということですね。

深井経済部次長兼農林水産課長 これはできる規定でございますので、こちらとしても絶対にやらなければならないというものでもございませんし、ただこの規定を作ったということは市としては強い態度を示していきたいと考えております。

中岡英二委員 罰則規定はありますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 これを拒否したことによる罰則規定はございませんが、調査をしたことによって発覚した不正行為が第63条のどこかに当てはまるものであれば、それなりの罰則規定があるということでございます。

中岡英二委員 51条の中で今まで支払いとか物品の受渡しは三日までとあっ



たのを速やかにと変えられていますが、速やかにと変えられた理由はなんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 まず御説明のときにも申し上げましたように他市の条文も参考にしておるところでございます。また11月の終わりに売買参加者の皆さんにお集まりいただきまして、売買参加者の方に関わる条例の説明をしたところでございます。その条例の説明をした最後に市場のことについて何か御要望はございませんかとお尋ねをいたしましたところ、三日という期限についてももう少し柔軟性を持たせてほしいと要望がございました。それで今度は三日という明確な日にちを設けるのではなくて速やかにというところで表現を変えまして、後は運用の中で柔軟性を持たせていこうと考えております。

中村博行委員長 5時になりましたので時間延長を宣言したいと思います。審査を続けます。

中岡英二委員 またこの中で業者間の特約というのがありますよね。これは一般質問でも質問したんですが、もう一度詳しくお聞かせください。

深井経済部次長兼農林水産課長 現行の条例でいきますと三日以内に支払いなさいよとなっておりますので、それができないという業者さんに対して、業者さんはそれ以降でも三日という期限を定めなくてもっと遅く支払ってもいいよというような旨の特約を卸売業者と提携するということになっております。特約というのは三日以内の期限が守れない。その理由はそれぞれの業者、会社が約款等の中で月末支払いと決められているとかになろうかなと思います。

中岡英二委員 支払いが遅れているとか、どなたが管理されてそして支払いを催促するとか、その辺はきちんと仕事のすみ分け、業務のすみ分けはされていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 今現在、特約を締結している業者は2社でございませう。それ以外の方は三日期限が守られていると。これを場長が毎日市場において確認しています。

中岡英二委員 私からしたら少し曖昧になったなと感じがします。実際他所の市場に関しては速やかにと書いていますが、私が今勤めている市場は支払いの実績が一週間に1回ないと必ず督促のような形で電話が掛かってきます。だからやはり速やかにもいいですけど、支払いの実績は一週間に1回必ずする。そしてその中できちんとした催促を細目にしていくということですね。私どもも仲卸業者に勤めていますけど、その辺はきちんとしています。もう何十年と創立していますが、その辺の厳しさはあります。速やかにと書いていますが実際はそんなに甘くはないということです。それをしなければ市場の運営はうまくいかないと思います。支払いがあつてからの産地への支払いもありますし、それをきちんとしていないと産地の方ともううまくいかないと思います。

深井経済部次長兼農林水産課長 支払いが遅れた場合は卸売業者が対応していると聞いております。条例の中でも決めており、これは市でも対応すべきことだと思いますので、その辺の体制は今から強化していきたいと思ひます。

河崎平男委員 協議会の委員は14人とさっき説明があつたが、その人たちは卸売業者、買受人、その他利害関係者及び学識を有する者ですね。内訳は何と言つちやつたですかいね。

深井経済部次長兼農林水産課長 内訳につきましては、まず卸売業者の役員1名、仲卸業者から1名、残り仲卸業者は存在していませんので空席になるところでございませうが、売買参加者の代表者3名、付属営業人の代表者1名、生産者の代表者2名、消費者の代表者1名、学識経験者2名、

市の職員1名、公募委員2名、計14名を今考えています。

奥良秀委員 議案書の中の3ページ、4ページとずっと書いてある中で、6月以内という言葉が何箇所かあるんですが、これはミスか何かでしょうか。6月以内という言葉がかなりあるんですが。

深井経済部次長兼農林水産課長 6か月でございます。

奥良秀委員 これは訂正されるんですか。

中村博行委員長 こういう書き方になっている。

奥良秀委員 ではもう一つ、先ほど中岡委員から報告及び検査のところの62条の質問があったんですが、プラス市長の指示で拒否した場合というのは、何かしらの公開というか、拒否されましたよとかいうことは公表されることはあるでしょうか。

深井経済部次長 公開までは考えていません。

奥良秀委員 多分これも、ある業者はきちんと開設者から言われれば真摯になって受けたよと。片方はそんなの無視していいよというようなことをしているのであれば、またそこも不透明なところが出ますので、そこはやはりどちらか公表するなら公表する。公表しないなら公表しない。多分公表したほうが、平等性が保てるかなと思いますので、その辺もよく考えていただきたいと思います。

岡山明副委員長 運営協議会の設置も最終的には判断されて、市長にその意見を提出するという条件が、最後は市長に判断を仰ぐという状況なんですけど、そういう意味で、そういう協議会の場に呼べると、そういう関連の方を呼べる、そういう公開の場というか、その辺は今後開催されるかどうか。関係者を呼んだ場合、公開の場でそういう協議会を行えるかど

うか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。あくまでも公開するかどうか。

古川副市長 監督処分の63条の条建てですが、これは基本的に市長が卸売業者とか、仲卸業者が、市のほうがこれこれをしなさいということで6月以内に是正を命じて、しなかった場合は市のほうが業務の全部又は一部の停止を命じることができますので、一定の基準を設けていて、市のほうがイニシアチブを持っていますので、基本的には拒否したら、これに抵触するというので、この拒否が大きいから停止にしましょう。この拒否はそこまでいかないから一部の停止とか、そういう形の条建てになっていますので、あくまでも監督処分の権限は市長が持っている。たまたまそれが断定、MUSTではなく、CAN、できる規定にしているだけであって、基本的には違反すればこの条文に基づいてしていくような条建てであろうと思いますし、多分、他市の条例もそのようになっていると思いますので、他市においてもそのような形でやっておられるのだろうと解釈しているところです。

中村博行委員長 要は市長権限が強化されたということですね、一言で言えば。

深井経済部次長兼農林水産課長 岡山議員さんからの御質問ですが、この運営協議会は決して秘密裏に行わなければいけないというものではございませんので、公開は十分可能です。

中岡英二委員 条例の62条の中で報告及び検査、その対象に市長はうんぬんとあって、卸売業者買受人又は附属営業人となっていて、その下の監督処分の中で、報告及び検査になかった仲卸業者、売買参加者という名前が買受人と代わって表示されていますけど、これは何か意図があるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 買受人と62条にありますけれど、これは6

3条におきます仲卸業者及び3項の売買参加者の両方を指すものです。

中岡英二委員 当市場では仲卸業者は存在していますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 仲卸業者はいらっしゃいません。今はいません。

中岡英二委員 将来仲卸業者を作るということですか。

多田農林水産課参与 現在、市場についてはいろいろ議会からの御指摘とか、担当部局の勉強不足等々でいろいろ御審議していただいている現状、また、これから正常化に向けて何らかの結論を出そうと考えている。その中には今後の市場の在り方についても論議をしています。その中で売買参加者のニーズ、卸売業者がロット売りしかできない状態を売買参加者は小分けしたものが欲しいと。そこに一つの壁としての課題があるのではないかと。そういうふう考えたときに現在、仲卸業がないのは、流通過程の中で、流通が多くなれば実需者、実際の物を買われる方々に対して価格が1円でも2円でも上がるという考え方の中で、現在に至るまで仲卸業者というものの申請者もおられませんし、当然いないから、市は許可もしていない。今後、仲卸業者というものがあれば、現在の売買参加者のニーズにも応えられる営業形態が出る。そのかわり、価格的にはちょっと上がるかなという思いもある中で、今後、仲卸業というものは必要な業態ではないかという論議は現在しておりますことから、現状の条例の中にも仲卸業というものについての記載もありますし、買受人という形の中での両者を含めた、先ほどの御質問がありました条文にも係るところでございますが、そういうふうな発展的な論議を重ねる中で、またお示しできるものが今後出てくると考えています。

中岡英二委員 前向きなことだと私も思います。仲卸業がないのがおかしいというか、絶対作ったほうが良いと思います。そのかわり申請があれば、

できるだけ許可してあげたいですね。そして取引協議会の中で市条例の改正とか、そういうものも論議、話の中に上がるものか。

深井経済部次長兼農林水産課長 運営協議会の中で、市条例の改正についても当然議論されるものです。第69条の第2項第3号に、この条例の改正に関することと書いています。

河崎平男委員 今後、上位法である地方卸売市場法の改正の見込みはあるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 市場法の改正は通っていきまして、その施行が来年の6月です。それに併せまして、市の条例も改正することになりますが、そのときには今回の改正した条項以外のところを改正するということになろうと思います。

中村博行委員長 本会議場でも一般質問がずっとあったんですが、37条付近から40条ぐらいまでの改正がないのは、青果販売を廃止するからというような回答があったんですけど、その辺の確認をしたいと思います。

深井経済部次長兼農林水産課長 青果販売につきましては、本会議でも回答しましたように、廃止の方向で検討しているところですので、これについては今回の改正から外したところです。

中村博行委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今回は条例の改正の部分について審査をしましたが、市場については今後も執行部ほうからも経過をいただきながら審査をしていきたいと思います。それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。議案第35号、山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。議案第35号は可決すべきものと決しました。

以上で終わります。それでは本日の審査を全て終了しました。次は11日月曜日の9時から始めますので、御参集をよろしく申し上げます。本日の委員会はこれで閉じます。

---

午後5時17分 散会

---

平成31年3月8日

産業建設常任委員長 中村博行